

平成24年第1回美祢市議会定例会会議録(その4)

平成24年3月15日(木曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
4番	高 木 法 生	5番	萬 代 泰 生
6番	三 好 睦 子	7番	山 中 佳 子
8番	岩 本 明 央	9番	下 井 克 己
10番	河 本 芳 久	11番	西 岡 晃
12番	荒 山 光 広	13番	柴 崎 修一郎
14番	田 邊 諄 祐	15番	山 本 昌 二
17番	原 田 茂	19番	河 村 淳
20番	大 中 宏	21番	南 口 彰 夫
22番	安 富 法 明	23番	徳 並 伍 朗
24番	竹 岡 昌 治	25番	布 施 文 子
26番	秋 山 哲 朗		

2.欠席議員 2名

3番	有 道 典 広	18番	村 上 健 二
----	---------	-----	---------

3.欠 員 1名

4.出席した事務局職員

議会事務局長 重 村 暢 之  
議会事務局 岡 崎 基 代  
主 査

議会事務局 岩 崎 敏 行  
主 査

5.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波 佐 間 敏	総合政策部長	田 辺 剛
市民福祉部長	金 子 彰	病院事業局長	藤 澤 和 昭
建設経済部長	伊 藤 康 文	管 理 部 長	福 田 和 司
上下水道事業局長	久 保 毅	総合観光部長	倉 重 郁 二
事務局次長	奥 田 源 良	総務部次長	小 田 正 幸 夫
財務課長	篠 田 洋 司	総務課長	末 岡 竜 夫
財政課長		総務課長	
総合政策課長		総合政策課長	
地域情報課長		地域情報課長	

総合政策部長  
商工労働課長  
教育長  
消防長  
美東総合支所長  
代表監査委員  
教育委員会  
事務局次長  
上下水道事業局  
管理業務課長

松野哲治  
永富康文  
坂田文和  
藤井勝巳  
三好輝廣  
石田淳司  
三戸昌子

総合観光部  
観光総務課長  
教育委員会  
事務局  
会計管理者  
秋芳総合支所長  
監査委員  
建設経済部  
農林課長  
病院事業局  
経営管理課長

大野義昭  
山田悦子  
古屋勝美  
杉本伊佐雄  
西山宏史  
西田良平  
千々松雅幸

## 6. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 1 号 平成 23 年度美祢市一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 日程第 3 議案第 2 号 平成 23 年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 議案第 3 号 平成 23 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 議案第 4 号 平成 23 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 議案第 5 号 平成 23 年度美祢市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 6 号 平成 23 年度美祢市病院等事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 7 号 平成 23 年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 19 号 美祢市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第 10 議案第 20 号 美祢市職員定数条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 21 号 美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 22 号 美祢市税条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 23 号 美祢市手数料条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 24 号 美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部改正について
- 日程第 15 議案第 25 号 美祢市奨学基金条例の一部改正について

- 日程第 1 6 議案第 2 6 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 2 7 号 美祢市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 2 8 号 美祢市産業振興推進審議会条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 8 号 平成 2 4 年度美祢市一般会計予算
- 日程第 2 0 議案第 9 号 平成 2 4 年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 1 議案第 1 0 号 平成 2 4 年度美祢市観光事業特別会計予算
- 日程第 2 2 議案第 1 1 号 平成 2 4 年度美祢市環境衛生事業特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 1 2 号 平成 2 4 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 1 3 号 平成 2 4 年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 1 4 号 平成 2 4 年度美祢市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 1 5 号 平成 2 4 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 1 6 号 平成 2 4 年度美祢市水道事業会計予算
- 日程第 2 8 議案第 1 7 号 平成 2 4 年度美祢市病院等事業会計予算
- 日程第 2 9 議案第 1 8 号 平成 2 4 年度美祢市公共下水道事業会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 美祢市土地開発公社の解散について
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 権利の放棄について
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 美祢市土地開発基金条例の廃止について
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 地方債の起債の許可の申請について
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第 3 6 議案第 3 5 号 美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定について
- 日程第 3 7 議案第 3 6 号 美祢市都市公園の指定管理者の指定について
- 日程第 3 8 議案第 3 7 号 市道路線の認定について
- 日程第 3 9 下領北団地解体（2 工区）工事の請負に関する件
- 日程第 4 0 議員派遣について

日程第 4 1 議員提出議案第 1 号 美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期  
末手当に関する条例の一部改正について

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本日机上に配付してございますものは、議事日程表（第4号）、委員会調査報告書、議員派遣一覧表、以上3件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、荒山光広議員、柴崎修一郎議員を指名いたします。

日程第2、議案第1号から日程第38、議案第37号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。建設観光委員長。

〔建設観光委員長 馬屋原眞一君 登壇〕

建設観光委員長（馬屋原眞一君） おはようございます。只今より、建設観光委員長報告を申し上げます。

それでは、先の本会議におきまして本委員会に付託されました議案6件につきまして、去る2月27日午前9時30分より、村上委員、有道委員、田邊委員を除く委員全員出席により、市道路線の認定に係る現地視察の後に、午前10時18分より机上審査につきましては、田邊委員さんも加わり審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、執行部より議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第11号）について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億8,299万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億7,504万2,000円ではありますが、本委員会所管事項につきまして説明がありました。

それでは主な質疑について御報告申し上げます。

委員より、鳥獣被害の緊急総合対策事業が当初予算2,300万円が750万円に減額補正されたが、最近の鳥獣被害は増している状況にある。他の事業のメニ

ユーで対応できなかったのかとの問いに対して、執行部より、このたびの事業費の見直しは、東日本大震災の関係等があり、ある一定のものを東北地方に予算再配分の見直しが行われたためでありますので、御理解願いたい旨の答弁がありました。

委員より、多目的作業道開設事業で、当初800メートルの予定が280メートルとなった原因は何か。またいつ頃わかったのかとの問いに対して、執行部より、国の補助金確定が4月1日に林野庁から内示がありましたので、関係箇所の調整を行い、11月にこの補助金の申請を行った旨の答弁がありました。

委員より、流域公益保全林整備事業についての単価改正がいつ頃あったかとの問いに対して、執行部より、10月1日に国のほうから単価改正の通知があった旨の答弁でありました。

委員より、地籍調査事業における測量委託料の減額は当初の調査面積が減ったためかとの問いに対して、面積が減ったことによる減額ではなく、入札減によるものであるとの答弁でありました。

委員より、植松地区で災害復旧工事がされているが、個人負担がいるのかということと、まだ他の地区にも手直しや補修しなければならない地区があると思うがどうかとの問いに対し、執行部より工事負担金については、国の補助金が確定したら、その残余部分を市と地元でそれぞれが負担することになりますので、地元関係者からお支払いいただくことになります。また、繰り越しとして単独災害分、かなり小規模な災害等が主に残っていると思いますが、平成24年度中に完了するものと考えていますとの答弁でありました。

その他の質疑につきましては割愛させていただきます。

本議案について意見を求めるも意見はなく、採決の結果、出席者全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号美祢市手数料条例の一部改正について、執行部より、このたび危険物の規制に関する政令の一部が改正され、浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準が設けられ、新たな審査業務が発生することになったことから、美祢市手数料条例の一部を改正し、当該タンクの設置許可等にかかる審査事項を設けるなどの所要の改正を行うものとするとの説明がありました。

本議案について質疑、意見を求めるも意見はなく、採決の結果、出席者全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部改正について、執行部より、農林課所管事項の第5条の美祢市農産物加工施設、直売所みとう、美東桂岩ふれあいセンター、桂木山麓緑地自然公園村の第9条までと、観光総務課所管事項の第10条の秋吉台家族旅行村と第16条の美祢市秋吉台リフレッシュパークに係る条例の一部変更の説明がありましたが、委員より、家族旅行村とリフレッシュパークを一本化する条例は既に設置されていますから、今回提案された条例を改正しなければならない原因には、議案第35号の美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理と大いに関係があるのではないかとということと、分けて審査をすることに疑問を持つとの発言がありましたので、議案第24号と議案第35号を合同で審査することといたしました。従いまして、執行部より議案第35号秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定については、現在、企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団を指定管理者に指定し、管理していただいておりますが、平成24年3月31日をもって指定期間が満了します。次期指定管理者を選定するにあたり、指定管理者候補者選定審査会を設置し、検討した結果、秋吉台家族旅行村の指定管理を1年間、平成24年4月1日から平成25年3月31日までを、企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団を指定管理に指定する旨の説明がありました。

委員より、秋吉台家族旅行と秋吉台リフレッシュパークを一体管理する指定管理者の選定経過について、時系列で説明願いたいということと、伝え聞くところによると、結果的に公募された秋吉台みらい協議会が、団体としての要件を満たしていないということになったというが、なぜ公募受付の段階で、あなた方は申請されてもだめですよと指導ができなかったかとの問いに対し、執行部から、時系列に説明があり、また申請された団体というのは、要件を満たしている団体が申請されるであろうという前提のもとに、現時点でのガイドラインは作られています。従って、受付のときにはチェックできなかったわけです。また、その要件と言いますが、多数決の原理で成り立つ。これは総会が開かれたその中で、規約や役員がきちんと選出されているということです。現時点でのガイドラインでは、申請時に役員名簿等の添付を義務づけておりません。ですから今後、総会の議事録あるいは役員名簿等を添付していただくよう見直すとの答弁がありました。

委員より、ガイドラインに不備があったということは後からわかったことであって、現時点ではそういう条件がなかったということであるから、させてもいいので

はないかとの問いに対し、執行部より、このことについて顧問弁護士に相談したところ、要件を満たしていない団体が指定管理を行うことは、後々問題になるという指導を受けており、結果的に要件を満たしていない団体については指定管理に出せない、これは法的にも指定管理者ができるのは団体ということになっていますので、要件を満たしていない場合には、団体として認められないということになると思います。また、箱物を対象としたガイドラインであったため、収益的な事業に耐え得るガイドラインでなかったことが結果として判明しましたので、新たに作り替えるとの答弁でありました。

さらに、ガイドラインそのものが実態に則していない部分がありますので、それをきっちり変えた上で、そして再度お思いのある方については、もう一度応募してもらいたいという強い思いがありますので、1年間ほど猶予の期間を差上げますので、その間に誰が見られても、法的立場でいっても、ちゃんと指定管理者として経営、運営できる体制を整えてほしいということで、1年間ほど暫定的に今まで経営をしておられた事業団にお願いする旨の答弁でありました。

委員より、条例の中から指定期間の削除理由について、もう少し詳しく説明願いたいとの問いに対し、執行部より、施設によって3年または5年というふうに規定しているところもあれば、特に定めていないところもあります。指定期間の決定については、議会の議決を得ることから、一律的に指定期間を、特にこの条文で定める必要がないということと、状況に合わせて選定審査会の意向を反映させることも大事であると判断したためですとの答弁でありました。

その他の質疑につきましては割愛させていただきます。

議案第24号と議案第35号について質疑を打ち切り、それぞれの議案について意見を求めるも意見はありませんでした。

そこで、反対意見の意思表示はありませんでしたことから、議案それぞれについて採決する旨の宣言を行い、通常の採決に移ろうとしたところで、挙手による採決を求める発言者がありましたので、異例ではありますが、挙手による採決にいたしました。

議案第24号美祢市公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めたところ、挙手少数により原案は否決されました。

次に、議案第35号美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めたところ、挙手少数により原案は否決されました。

次に、議案第26号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、執行部より本委員会所管事項について、農林課より市が行う土地改良事業については、国・県が行う土地改良事業の準用規定に基づき事業を行っており、市が災害復旧のための応急工事計画を策定した際は、県の同意を要していましたが、土地改良法の一部改正に伴い、報告義務に変更されたため、条例の引用法令等を改正するものであり、また、建設課より市営住宅の入居者資格については、同居親族要件を定めていますが、過疎地域におきましては、特例要件として同居をしようとする親族がない場合でも単身入居が可能としておりますが、公営住宅法の一部改正に伴い、同居親族要件が廃止されるため、これまでどおり単身入居を可能とするため、同居親族要件を削除する等の市の住宅条例を改正する必要があるとの説明でありました。

本議案について質疑、意見を求めるも意見はなく、採決の結果、出席者全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号市道路線の認定について、執行部より、今回の認定路線は岩ヶ河内持田線で、延長1,066メートル、幅3メートルで、岩ヶ河内集落と持田集落を結ぶ連絡道であるとともに、災害時の避難経路としても重要路線であるため、市道として維持管理することが適当である旨の説明がありました。

委員より、現地調査で舗装されていたことを確認したが、農林関係で農道としての舗装なのかとの問いに対し、執行部より、平成17年から22年度に実施された県営中山間地総合整備事業の美祢地区で整備された集落間を結ぶ集落道ですとの答弁でありました。

本議案について質疑、意見を求めるも意見はなく、採決の結果、出席者全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、建設観光委員長報告を終わります。

〔建設観光委員長 馬屋原眞一君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 只今の建設観光委員長の報告をお聞きして、議案第24号と35号、これを一括審議したと。これは委員長の采配で結構なんですが、採決を求めるときに、今、委員長報告はまことに異例であると言いながら報告されたんですが、私も議会25年間やらせていただいて、反対討論も何にもないのに、採決の結果否決されるということは、初めてお聞きしました。議員の、言い換えたら見識を疑われるような委員会がなされたんじゃないかなというふうに思います。

そこで、まったく委員の皆さん方から反対意見を出そうという意思はなかったかどうか、もう一回お聞きしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 馬屋原委員長。

建設観光委員長（馬屋原眞一君） 委員長報告申し上げたとおり、一応意見の表明を求めたのでございましたけれども、ありませんでした。

いずれにしても、そのまま採決しても異議ありなら、結果、再議になりますんで、結論は一緒になりますんで、そういう判断で強硬にすることなく、挙手による採決に切り換えたということでございます。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 確かに委員長がおっしゃるとおりなんです。委員長の裁量で進めるしかない。これはもう当然だと思んですが、しかしながら、議案に対して反対意見もなく否決するっていうのは、これはもう議会人として私は大変な問題だと思うんです。従って、後ほど24号、35号については、反対された方と討論したいと思います。議長、その点はよろしくひとつお願いいたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。田邊議員。

14番（田邊諄祐君） 建設観光委員会で、今まで私は何回か反対してきましたけど、そういう意見はありませんでしたので、慣例通り、最初は反対意見を言わないで、それは今まで建設観光委員会では通ってましたので、そのまま実行しただけでございます。理由を言うというんであればいくらでも言う覚悟はありますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 委員会の、これルールの話ですけども、それに対してまた委員長の報告を求めますか。委員長御意見。田邊議員、今の委員長報告に対してのことですけども、委員長の答弁求めますか。田邊議員。

14番(田邊諄祐君) ですから、反対意見を言えってということだったので、あのときには、採決は反対意見を言おうと思ったときに、すぐに委員長報告が可決のような意見を言われましたので、急に手を挙げるようになったと思います。

以上です。

議長(秋山哲朗君) 議会ルールのこれ話ですから、きょうは御存知のとおり最後の議会ですから、(「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり)最後の議会ですから、議員の方、ちょっと待ってください。そういうことが議会ルール守ってないんですよ。今、私が言ってるんですから。ですから、最後の議会ですから、何言われても結構ですけども、議会ルールの話を今、委員長に聞かれるんですかということをご申し上げております。委員長、何か答えられますか。馬屋原委員長。

建設観光委員長(馬屋原眞一君) 今、田邊議員から、意見を表明しようとするれば幾らでも言うということをございしたけども、委員会のビデオをよく見てもらったらわかると思いますが、意見はございませんかと聞いております。しかし誰も、3名の方反対されましたけども、どなたも意見表明をされませんでした。そういうことで、通常であれば全員異議なくで、こう採決の進行するわけをございますけども、挙手にしてくれってという発言がありましたので、委員長報告どおりそういうふうに切り換えたということをございまして、事実を伝えることをございますので、それでいいと思います。

議長(秋山哲朗君) まさに今、委員長が言われたとおり、質疑のときは、質疑の方は何件かあったんですけども、反対の意見と。意見はございませんかというときに、反対であればそこで反対の意見を言えばよかったんですけども、委員長とすれば、なかなか反対か賛成かっていうふうなことを判断できなかつたもんで、賛成の方の挙手ですか、それを求めたと。後に求めたということになるかと思いますが。だから、やはり10年も議員やっておられるんですから、議会のルールということをござ、やっぱりもう一度調べられてたらいいいんじゃないかと思いますが。どうぞ。

14番(田邊諄祐君) あのですね、私はルールを守ったつもりだし、皆さんがルールを破っても、竹岡さんなんか、南口さんも、ルールを今まで何回も破っておられるわけです。だけど誰も言うものがおらん。私はそういうのを10年間、本当にそういうふう感じてますし、一方的に、どういのか、賛成意見のものは反対意見があっても、それで押しきるといのが今の議会のルールだと思います。そ

の辺に非常に疑問に思ってますので、そういう発言だったと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 本来なら、こんなところで討議をする必要ないと思うんですが、田邊さんの議会ルールを破ったのは確かにあるかもしれませんが、私は、でも、議会のルールは破ったことはございません。

議長（秋山哲朗君） そのほか、委員長報告に対して質疑はございませんか。山中議員。

7番（山中佳子君） 確認ですが、欠席委員の名前を3名言われたと思いますが、建設観光委員会に出席されなかった委員の名前ですね……。

議長（秋山哲朗君） 現地視察に行かれなかった方が3名ということで、委員会には2名の方が欠席と。

7番（山中佳子君） わかりました。はい、すいません。

議長（秋山哲朗君） 間違いはないですね、委員長。（発言する者あり）それでよろしいですか。

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員長の報告を終わります。

続いて、教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 山本昌二君 登壇〕

教育民生委員長（山本昌二君） 只今より、教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

先の本会議におきまして本委員会に付託されました議案9件につきまして、去る2月28日委員全員出席のもと委員会を開催いたしましたので、その審査の経過と結果につきまして審査の順に従い、御報告を申し上げます。

まず、最初に議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第11号）の、本委員会所管事項について御報告を申し上げます。執行部より、本委員会所管事項について説明がありました。

それに対しまして、委員からの質問といたしまして、予防接種委託料として564万9,000円計上されていますが、子宮がんワクチンについては増額分

354万1,000円計上していると説明がありました。まず、国の補助率はどの程度なのか、また子宮がんワクチンを接種すれば1人当たり五、六万円かかり、自費でワクチン接種される方は少人数です。ワクチン接種をすれば9割程度の方が子宮がんにならず、生命を守ることができます。そこで、再来年度以降……（発言する者あり）失礼しました、子宮頸がん訂正いたします。子宮頸がんにならず生命を守ることができます。そこで、再来年度以降、国が2分の1の公費助成を計上しなかった場合、美祢市が全額分を公費助成していくことができるのかのお尋ねがありました。

これに対しまして執行部から、子宮頸がんワクチンについては、国の補助率は2分の1の予定です。国が責任を持っていかれるべき問題と強く思っています。万が一、国がそのことを忘れたときには、基礎自治体として市民の方に対する責任がありますので、その辺を十分に踏まえた上で対処したいと思います。との答弁がありました。

また教育費関連で、24年度から武道等が必須科目になると聞いているが、美祢市の中学校の武道の選択の状況、指導体制はどうされているかとの質問に対して、執行部より、中学校8校のうち、秋芳北中と秋芳南中の2校が剣道、他の6校が柔道を選択され、希望の備品用具を整備したところです。また、安全対策ということで、県教育委員会の主催で、管理職、体育教員全員を集めて研修会も行われ、指導の徹底を図り、事故防止に努めることにしていると説明がありました。

委員より、孤独死が問題となっているが、緊急通報システムの普及率はどのくらいか問いに、執行部から250名程度が、緊急通報装置の整備事業には2種類ほどあり、現在、転送方式150人程度、センター方式100名程度の人数でありますと答弁がありました。

委員より、市内には小・中学校30校あるが、夜間警備はどうされているのかの問いに、執行部から、民間事業者の2社が市内の30校を警備していると説明がありました。

この議案につきましては、他の質疑、意見なく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成23年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御報告します。

執行部より、今回の補正は決算見込みに伴い歳入歳出それぞれ4,670万8,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ35億9,345万1,000円とするものと説明があり、追加補正の項目として、出産育児に係る一時金で当初15人みていたが、3人分の追加補正をされました。

また、がん検診等の受診者が当初見込みを上回ったため、国民健康保険負担金助成金として104万円の増額補正がされました。

この議案につきましては、他に質疑、意見なく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成23年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御報告します。

執行部より、まず、本年度事業の決算見込みに基づき既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,429万2,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ29億2,513万9,000円とするものと説明があり、減額補正の主なものとして、介護保険法並びに住居基本台帳法の改正に伴うシステム改修の一部が平成24年度へずれ込むことに伴う委託料378万円減額補正との説明があり、これは来年度の当初予算に計上されます。

介護認定審査会の報酬100万8,000円の減額は、介護認定審査会の回数あるいは委員出席が当初の見込みより下回ったことによるものと説明がありました。

訪問介護や通所介護など居宅介護サービスに対する給付金1,711万4,000円減額補正です。

また、グループホーム、小規模特養施設、小規模多機能型施設、それぞれ施設整備が当初予定より遅れたことに伴い、7,874万8,000円を減額補正するもの、そのほかにもそれぞれの費目で減額補正されたとの説明を受けました。

委員からの質問として、美祢市介護保険事業特別会計予算を見ていきますと、この4年間で約3億円歳出が増加していますが、介護給付費の準備基金積立金については減少しています。この基金の積立金となる財源についてはどうなっているのか説明していただきたい。さらに、高齢化に伴って介護を利用される方が増加することは、介護保険事業費も増加します。それに伴って、基金も当然目減りしていることで、介護保険事業の運用は大丈夫なのでしょうかとの質問が委員からありました。

これに対し執行部から、最初の基金の原資は何かということですが、年度で使わ

れなかったものが原資となって、準備基金の中に積み立てられています。第5期介護保険事業計画におきましても、保険料の上昇抑制のために基金の繰り入れを計画しています。もし仮に、基金がなくなって介護保険事業が賄えないというときには、県が管理している財政安定化基金といったものから借り入れをしなくてはなりません。もし、この財政安定化基金が借り入れた場合、次の計画年度で償還をしないといけません。保険者の方に負担をかけるということになりますので、借り入れという事態にならないように、保険料を決めた国・県・市の負担分の中で運営していきたいと考えていますとの答弁がありました。

この議案につきましては、ほかに質疑、意見なく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成23年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御報告します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ496万2,000円増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ4億205万4,000円とするもの。この補正は後期高齢者医療広域連合納付金及び交付金で、保険料軽減分を公費で負担する保険基盤安定負担金の増額によるもので、歳入は一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金で496万2,000円の増額をするものと説明がありました。

この議案につきましては、質疑、意見なく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部改正について御報告申し上げます。

執行部より、当委員会の所管事項の第3条美祢市心身障害児（者）福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正と、第4条の美祢市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、各指定管理者選定審査会において、指定期間の見直し意見が出される事例があり、今回、指定期間について柔軟な変更を可能にするために所要の改正を行うものと説明があり、質疑、意見なく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号美祢市奨学基金条例の一部改正について御報告を申し上げます。

執行部から、これまで美東地域のみを対象としていた財団法人吉永奨学金を平成

24年3月末で解散し、4月1日より美祢市奨学基金に移行するため、美祢市奨学基金条例の一部改正するものと説明がありました。

委員の質問として、基金条例の基金としての原資は幾らかの問いに、執行部から、現在2,600万円程度の基金がある。そして美祢市には1,300万円という説明がありました。また、この基金を受けている奨学生の対象は何人かとの問いに対し、現在、貸し付けが大学生2名、短大生1名、専門学生1名の4名で、返還している者が14名との説明がありました。

この議案につきましては、他に質疑、意見なく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御報告します。

執行部より、今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、社会教育法の一部改正が行われたことに伴い、運営審議会委員の委嘱並びに委員の基準を条例で定めることとされたことに伴い条例を改正したもので、平成24年4月1日から施行を行うものであると説明され、続いて、美祢市秋吉台科学博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明があり、博物館法の一部改正に伴い、博物館協議会委員の任命に関する基準が条例に委任されたことに伴い、委員の任命基準を定める改正するものと説明がありました。

委員からの質問として、法改正の親法の改正はいつされたのかの問いに対して、執行部から、法改正は昨年の通常国会において可決し、文部科学省の省令は12月1日に交付されましたと説明があり、委員からの質問で、社会教育委員は条例改正しなくてもいいという親法なのか、どうなっているかの問いに対し、執行部から、社会教育法の中にあり、社会教育委員は学校教育並びに社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を伴うもの並びに学識経験者の中から教育委員会が委嘱すると説明がありました。

また、委員から秋吉台の科学博物館の条例の中で、従来委員の任命にあたっては、観光振興の関係者となっているが、何か特別の理由があるかとの問いに対して、執行部から、秋吉台の科学博物館の立地が秋吉台上であるということに伴いまして、

非常に観光振興とも関連があるということで、そういう方々の意見をお聞きしなければならないということで、ひとつの号として取り上げている。

また、この件について委員から、秋吉台の科学博物館が設置された目的は、台上の保護管理、学術振興に寄与するということで設置された。

また、秋吉台の米軍基地から特別天然記念物カルスト台地、洞窟を守るということから、学術的に振興をすると、一つの機関を設けようと、それが博物館であったと。そういった背景が審議会の委員の中にも反映すべきではなかろうか。当然観光振興もあるが、その辺の配慮はどうされているかの問いに、執行部から、学識経験の中には確かに専門的知識を持っておられる方、さらに自然保護に係る関係者に委嘱していると説明がありました。

さらに委員から、委嘱された方は何人かの問いに、執行部から 8 名以内の定数と説明がありました。

この議案につきましては、ほかに質疑、意見なく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号美祢市介護保険条例の一部改正について、審議の結果を御報告します。

執行部より、平成 24 年度から 26 年度までの 3 ヶ年間の計画期間とする美祢市老人福祉計画、第 5 期介護保険事業計画を策定しているところで、この事業計画は、老人福祉法並びに介護保険法の規定に基づき、さらに第一次美祢市総合計画等の各種計画との整合を図った上で策定する高齢者のための総合計画で、美祢市における第 5 期保険給付等に必要な財源を確保し、負担能力に応じた所得段階と負担割合とするため、第 4 期を踏襲した設定となっている。なお、保険料の設定は、山口県が設置している財政安定化基金の一部が取り崩されて本市へ交付されるようになった分、あるいは本市が創設している第 4 期までの介護給付費準備基金の譲与部分を第 5 期に歳入として繰り入れることによって、保険料の上昇抑制を図っていますと説明がありました。

この議案につきましては、質疑、意見なく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号美祢市都市公園の指定管理者の指定について御報告します。

執行部より、現在、美祢市都市公園秋吉台国際芸術村の管理については、平成

23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、一般財団法人山口文化振興財団を指定管理者として指定していますが、公益財団法人やまぐち県民活動きらめき財団、一般財団法人やまぐち女性財団並びに一般財団法人山口県文化振興財団の、この3財団が平成23年11月11日に合併契約を締結し、平成24年4月2日に新たに公益財団法人山口きらめき財団を設立することとなっております。合併後におきましても、残期間である平成24年4月2日から平成28年3月31日までの4年間につきまして、当該財団の業務内容、人的体制等を継承する公益財団法人山口きらめき財団に引き継ぐこととされています。当該都市公園は、県有施設である秋吉台国際芸術村と一体的な管理を行うことが効果的かつ有益であることから、山口県が指定管理者予定者として選定した公益財団法人山口きらめき財団を、美祢市においても平成24年4月2日から28年3月31日までの4年間を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市会議会の議決を求めるものと説明があり、委員からの質問として、管理料は合併前と変わっているのかとの問いに、執行部から、管理料は変更はあまりなく、市の負担分は5年間1億4,400万円となっておりますと説明がありました。

この議案につきましては、他に質疑、意見なく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて、原案のとおり可決されました。

本委員会に付託されました議案9件について、審査の状況と結果について御報告を終わりますが、ここで、本委員会でのその他の意見を御報告いたします。

委員から、委員会で4年間学校の適正配置について勉強してきて、委員の中から一般質問も何回かされましたが、24年度予算に学校適正化配置検討委員会を設置すると説明がありましたが、構成メンバーはどう考えておられるのかの問いに、執行部から、仮称ですが学校適正規模検討委員会の構成メンバーについては、保護者、地域の方、実際に教育に携わっている教育関係者、学識経験者を有する方15名から18名を選任する考えであると説明がありました。

さらに、その他の意見ですが、各学校で子供たちの安心・安全のため、地震が発生したときの避難訓練を毎年やっているとお聞きしているがどのようにされているかの問いに、教育委員会事務局より、避難訓練は全ての学校で年1回ないし2回必ず行っているとの説明がありました。地域の安全面ではボランティアの方がスクールガード、いわゆる見守り隊ですね、をやっておられますが、美祢市内には30団

体で約800人の方が見守っておられます。子供たちの登下校時の安全確認をいただいていることについてというお礼を兼ねた説明がありました。

以上で、報告を終わります。失礼しました。

〔教育民生委員長 山本昌二君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 教育民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

続いて、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 安富法明君 登壇〕

総務企業委員長（安富法明君） それでは、総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

2月22日の本会議におきまして、総務企業委員会に審査の付託を受けました市長提出議案18件について審査をいたしましたので、その経緯と結果につきまして御報告を申し上げます。

審査の日時は、平成24年2月29日、出席委員は委員全員であります。

最初に、議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第11号）。執行部から、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4億8,299万8,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ174億7,504万2,000円とするとの説明がございました。

委員より、秋芳地区のケーブルテレビの加入率は68.4%ということですが、加入促進事業はこれで打ち切りなのかとの問いに、執行部より、加入促進期間は平成23年10月をもって終わっております。何回か延長しましたが、最終的には横ばい状態が続いておりますとの答弁がございました。

結果でございますが、本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決をしております。

次に、議案第5号平成23年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。執行部より、収益的収入において上水道事業収益を250万円増額、営業外収益を104万9,000円増額、美祢簡易水道事業収益において営業外収益213万1,000円減額、秋芳簡易水道事業収益の給水負担金を18万3,000円増額し、収入合計は49万7,000円の減額となり、収入合計が6億3,

898万7,000円となりました。

支出は、上水道事業営業外費用を104万9,000円減額、簡易水道事業費の営業費用を330万円増額、営業外費用を213万1,000円減額し、支出合計額は12万円の増額となり、当年度純利益は887万7,000円となりました。

さらに、資本的収支において、収入で企業債を2,060万円減額、繰入金を1,501万5,000円増額、負担金及び寄附金を1,154万1,000円、国庫支出金を672万円、出資金540万円をそれぞれ減額し、合計で2億7,962万9,000円、一方支出においては、建設改良費を3,303万8,000円減額し、支出合計は5億6,540万9,000円となり、不足額2億8,578万円は当年度分消費及地方消費税資本的収支調整額1,111万5,000円、過年度分損益勘定留保資金2億3,886万9,000円、現年度分損益勘定留保資金3,579万6,000円で補てんするとの説明がございました。その他詳細説明を受けております。

結果でございますが、本案に対する質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決をいたしております。

次に、議案第6号平成23年度美祢市病院等事業会計補正予算(第1号)でございます。執行部より、最初に院外処方に移行したことについて説明がございました。投薬量が減少し、薬剤管理指導料が増加、薬品費の減少、薬品購入に係わる消費税が減少する等々で、結果的に600万円程度のマイナス要因となるが、複数の医療機関にかかっている患者さんにとっては、薬の重複、飲み合わせのチェックといった服薬の安全性を確保することができる。また病院にとっては薬価差益額が減少するものの、薬剤師が病棟に参加することにより、医療の質、患者さんへのサービス向上が図られ、看護師の業務改善等も期待ができるという説明がございました。

予算についてですが、病院事業全体の収益的収入は1億6,939万円の減、40億4,010万3,000円、収益的支出は1億8,182万9,000円の減、総額で40億1,553万4,000円となり、予定損益計算書の当年度純利益は2,351万4,000円となります。また補正予算の根拠となります事業量の変更に対する詳細説明を受けております。

質疑でございますが、委員より合併以来初めて二つの病院が黒字となったことは大変喜ばしいことであり、関係者の御努力に敬意を表しますが、国の診療報酬の改

定や医師の確保等流動的な部分もあります。今後数年、中期的な経営状況についてどのように見ておられるかとの問いに、執行部より、新年度発足後に立ち上げました病院事業あり方検討会の答申を踏まえ策定した病院事業改革プランに基づいて、着実に取り組んでまいりました。このプランは平成23年度まで3ヶ年を周期としていますので、現在の改革プランの検証を踏まえ、次期中期的な計画策定準備を進めております。

医療事業を取り巻く環境は厳しいものがありますが、山口大学、県との協力を密にし、医師の確保にも全力で取り組み、地域医療を盤石なものにするよう努力をいたします。

なお、4月には新たに高橋先生を管理者としてお迎えすることが決まっております。公営企業法の全部適用の最大のメリットであります管理者を中心とした自立的、効率的な経営をより一層進めてまいりますとの答弁がございました。

さらに委員より、美東病院の入院患者は前年度比で1,226人増加していますが、看護師や看護助手の負担がふえているのではないかと。また外来の患者数は3,000人減少しているが、泌尿器科がなくなったからではないのかとの問いに、執行部より、慢性的な看護師不足は当地域にありますが、随時募集をしています。新規採用や中途採用等離職者の職場復帰もスムーズに行われていますが、まだ十分ではありません。皆様方にも情報があれば御連絡をいただければと思っております。患者数の減少が診療科目の再編に伴うものではないかとの指摘ですが、病院間のシャトルバスを運行しています。診療科目を再編し医療の質を高め、患者サービスを向上させようとしていますので、御理解をいただきたいとの答弁がございました。

さらに委員より、医師や看護師の不足から将来的に病院の維持が困難となる心配が生まれてきている。この点から今後の見通しを説明していただかないと、市民の不安を助長することとなるとの問いに、村田市長から、この4年間二つの病院を保っていくということは私の公約でもあり、過疎地の公立病院を保っていくという固い信念でやってまいりました。今年度は二つの病院の黒字経営が果たせました。一番苦しかった合併後の4年間で経営基盤を確立できたことは、今後四、五年についても、二つの病院はきちんと存続できると思っております。市民の方にはどうか安心していただきたいとの答弁がございました。

また委員より、院外処方になって医薬品の在庫が減少したと思うが、貸借対照表

において23年度が2,659万5,000円、24年度の予定貸借対照表で2,539万5,000円となっております。あまり変わっていないがこの金額は適正なのかとの問いに、執行部より、平成22年度の決算ベースでの資産減耗費を差し引くという考え方で作成しておりますが、平成23年度1月末の貯蔵品の残高が3,849万円で、現在24年1月の貯蔵品残高は1,793万5,000円となっておりますとの答弁でございました。

その他の質疑については省略をいたします。

結果でございますが、本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決をしております。

議案第7号平成23年度美祢市公共下水道事業会計補正予算(第1号)。執行部より、収益的収支において営業収益を560万増額の4億8,339万3,000円、営業費用を249万7,000円減額し、支出合計は4億4,529万7,000円となりました。この結果、予定損益計算書において当年度純利益が4,543万6,000円となり、前年度繰越利益剰余金6,173万7,000円と併せ当年度未処分利益剰余金は1億717万3,000円となりますとの説明がございました。

質疑でございますが、委員より下水道料金を水道課が徴収しているわけですが、水道事業に預り金があり、下水道事業にその他の未集金がありますが、整合性について説明してくださいとの質疑に、試行部より、水道が下水道の料金を一緒に徴収することによりまして、月末に水道事業会計に入ることになっております。料金振り替えにタイムラグがあるため、月末には水道会計に入らないというシステムになっております。貸借対照表ですが、水道会計は預り金、下水道会計においては未集金として扱っております。

さらに委員より、双方の金額が預り金として2,720万円、未集金として1,979万9,000円とあり、差が大きいがどうしてかとの質疑に対し、執行部より、預り金の中にはコミプラ、それから農集、農業集落排水ですね、使用料が含まれていますとの答弁がありました。

さらに委員より、繰越利益剰余金が大きく出ているが、修繕引当金とか積み立てるお考えはないかとの問いに、村田市長より、3条、これ予算なんです、予算に現金の支出を伴わない部分、留保財源になりますが、これがあります。資本的勘定

で扱うことにしていますので、大きな修繕ができる金額にはなりません、24年も経過していますので、大規模な更新が必要な場合が起こる可能性はありますので、今考えているということで御理解をいただきたいとの答弁がございました。

結果でございますが、本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第19号美祢市男女共同参画推進条例の制定について、執行部より、本条例は男女共同参画を推進するための基本理念を定め、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とし、平成24年4月1日より施行するものですとの説明がございました。

質疑ですが、委員より事業者の責務とはどのようなことを考えておるのかということに対し、執行部より、市内の民間事業者の方にも参加をいただいています。課題として啓発活動が希薄であるとの意見が多く、学習会等への参加とか社内においての活動についても検討していただきたいとして、この言葉を使っておりますとの答弁がございました。

結果でございますが、本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をしております。

次に、議案第20号美祢市職員定数条例の一部改正についてであります。執行部より、消防職員の定数を59人から62人に改正するもので、平成24年度以降の退職者の状況や、県消防長会の取り決めによる消防学校の教官、防災ヘリコプター航空隊への職員の派遣、救急救命士の養成等を踏まえて、今後計画的な採用を実施するに当たり改正するものですとの説明がございました。

結果でございますが、本案に対する質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第21号美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市職員等の旅費に関する条例の一部改正について、執行部より、市では山口県市町職員実務研修実施要綱に基づき、職員の能力、資質の向上のため、市職員を県に派遣しております。研修先は県庁を始め県の東京事務所等県外への配属も想定されることから、地域における物価等を考慮し、民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るため支給をいたします。また、やむを得ない事情で単身赴任となるものの、

単身赴任手当、期末勤勉手当の基礎額に地域手当を含めること、旅費に関する条例では、移転に伴う場合にその費用を賄うものとして支給される引っ越し手当、扶養親族に対する扶養親族移転料の項目の追加等でありますとの説明がありました。

質疑で、委員より、できる規定になっているが後退ではないかとの問いに、執行部より、今回の改正に合わせ、できる規定に変更しております。基本的に育児休暇を取られた方は期末手当が支給されませんので、そのような事例を踏まえて改正しておりますとの答弁がございました。

結果でございますが、本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決をいたしました。

議案第22号美祢市税条例の一部改正について、執行部より地方税法、地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、地方税法の一部を改正する法律、地方税法の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布、施行されたためのもので、具体的には市たばこ税の引き上げ、平成26年度から平成35年までの間、個人市民税の均等割を3,000円から3,500円に引き上げることが主なものですとの説明がございました。

委員より、10年間市民税が500円高くなるのかとの問いに、執行部からそうでありますとの答弁がございまして、意見として委員より、500円増税となることについて、それぞれ賛成、反対の意見が出されましたが、最終的には賛成をするということになりました。

結果でございますが、本案は採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決をいたしました。

次に議案第23号でございますが、美祢市手数料条例の一部改正について、執行部より、山口県から権限の移譲を受けることに伴い、移譲される許認可事務にかかわる手数料を新たに規定し、手数料条例の一部を改正するものですとの説明がございました。

結果ですが、本案に対する質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第24号でございます。美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に

関する条例等の一部改正について、執行部より、指定管理者の指定に緊急を要する場合などに、指定管理者候補者の選定及び指定取り消しや天災等により、指定管理者が不在となった場合の施設の管理を定めるために改正するものです。

主なものは、公募によらない指定管理者の選定等について、公募に対し申請がなかった場合や緊急を要する場合などには、本市の出資法人、公共団体、公共的団体に限らず指定管理者候補者とすることができるようにしたこと。また、市長による管理として指定管理者の指定取り消しや天災等により指定管理者が管理業務を行えなくなった場合、市直営により管理を行うことができるように、またさらに指定期間を柔軟に変化することが可能にするために改正をするものですとの説明がございました。

本案に対する質疑でございますが、大変たくさんありますが、このままほとんど委員のあれを踏むように報告をいたします。

委員より、指定期間が柔軟に対応できるということですが、最長の期間は定めてあるのかとの問いに、執行部から、定めてはありませんが、ガイドラインで3年から5年と示してあります。

さらに委員より、事業者が長く指定管理を受けることで競争原理も働かず固定化してしまうのではないかと。新しいグループが入りやすくするための文言がないがどうなのかとの問いに、執行部より、公募に先立ち、審査会において期間も含め決定され公募いたします。その後、議会の議決をいただくこととなります。

委員より、先般、審査会において異議の申し立てがあったと聞かすが、この中にあるのか。執行部から、特に定めていません。異議の申し立てがあった場合、当然法律において行政不服審査法に基づくものとかになると考えておりますとの答弁がございました。

さらに委員から、条例から指定期間が削除された場合、他の要項とか規則に期間が明示されるのかとの問いに、執行部から、ガイドラインに明記していきたいと考えております。さらに村田市長から、条例から各施設の指定期間を削除するという事で、不安が生じたものと思いますが、選定審査会のほうで各施設の特異性とか特色を考えて弾力的に設定したほうがよいのではないかという意見があり、今回この条例を改正するものです。期間については、やみくもに長期期間にしたりすることはありません。あくまで常識の範囲になると思います。審査会で各施設に対し指

定期間を決めていただき、ガイドラインで上限を明記し、最終的には市長の判断で決定をし、議会の議決をいただくこととなりますとの答弁がありました。

さらに委員より、ガイドラインの見直しについては議会にも検討する時間を与えていただくよう、議長にもお願いをしますとの意見に対し、議長から、過去3度の見直しを行ってきましたが、なかなかうまくいきません。当然よいものをつくらなければなりませんので検討してまいりますとの答えがありました。

さらに委員より、この議案は3常任委員会の所管事項にまたがっていますので、それぞれ委員会が審査の付託を受けていますが、建設観光委員会の議論は途中から、関連する35号議案秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についての2議案が一括審査され、何か変な力が働いて、この条例改正案が必要になったのではないかという議論がされておりました。リフレッシュパークと家族旅行村を併せた指定管理者の選定において、団体としての必要条件不足と判断された団体について、行政としてなぜもっと指導しなかったのかとの意見が延々と続きました。議長は出席されていたのでお聞きをしたいのですが、公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではありません。二つの業者が手を挙げられた片方にだけ指導をしろ、助言をしろと言われるのは、公平性を欠くものだと思うが、このような議論が長く続いておりました。最終的には、何ら反対の討論もなく否決をされ、なぜ反対なのかわかりません。このような委員会運営でいいのでしょうか。議長としての意見をお聞きをしたいというものでありました。

異例ではありますが、議長が答えておられます。議長より、会議規則委員会運営等についての説明が長々とございましたが、省略をいたします。建設観光委員会の結果につきましては、残念ではありますが、あってはならないというような委員会運営となっておりましたということでございます。

さらに委員より、採決の結果がよいとか悪いとかを言っているのではなく、否決に至った経緯がわからないということです。公務員が公平性を欠くようなことになることについて、なぜ市長は発言をされなかったのかという問いに対し、村田市長が、いみじくも市議会議員をされておられる方々が、そのようなことについては当然お分かりだろうと思っております。職員もそう思っています。議会や議員の方々の最低限の常識だろうというふうに思っておりますし、その上に立って議会なり委員会が開催をされているという認識ですとの答弁がございました。

さらに委員より、審査会のメンバーになったことがあります。審査会の応募者の採点をするわけですが、短時間にすべてを理解し採点するのは難しいものがあります。審査の時間やメンバーについて、ガイドラインの見直しと併せ検討されてはどうかとの問いに、村田市長が、今回のケースを振り返ってみて、事前審査の部分が非常に希薄であったと思っていますので、事前審査の部分も含めて、公平性の高いガイドラインの改定を目指していきます。委員にも専門家の方に入ってください、わかりやすい審査をしていきますとの答弁がございました。

また委員より、自治法の改正による指定管理者制度の導入は、規制の緩和、民間にできることは民間にという小泉総理、竹中さんの発想に沿った考え方の中で、今までの業務委託から指定管理者制度への移行となりました。

入札を指名審査、契約を協定、一連の手続きを行政処分であると位置づけております。しかし、以前から言っております大きな事業費が伴う、収益事業的要素の大きいものに関しては、制度として無理があるのではないかと。従来から公共事業等に適用されている入札、契約といった制度のほうがわかりやすいのではないかと。その場合は自治法の趣旨に触れるようになるのではないかととの問いに、村田市長から、かつて市が委託業務として出していたものを、例えば公民館などを委託でやっていただくことは、本来行政が行う業務を代行して行ってもらおうということで、受けられるほうの責任はほぼありません。この場合、受けられるほうの自立性もなくなり、業務を改善する意欲も起こりません。結果として市民サービスが低下をします。

その対策として指定管理者制度ができました。この制度で何が違うかと言えば、指定を受けられた方に大きな責任ができたと言えます。建設観光委員会の議論の中で幾度となく「委託じゃからえかろうが」という発言をされました。勘違いをされていると思いましたが、受けられたほうに大きな責任が発生をします。そのことについての認識もなしに管理者となられ、倒れられた場合、2度と立ち直れないということを危惧をしたからこそ、今回のことに踏み切ったことを御理解をいただきたい。この指定管理者を受けられる場合、今、申し上げましたように、かつての受託ではなしに大きな責任が生じることを認識をされ、組織を作られることが必要です。その認識なしにやられてしまいますと、受けられたほうも、出したほうの市も、まして一番迷惑をこうむるのは市民であります。

公共工事の場合、問題なく施工できる業者で入札をし契約をします。一定期間に

工事が完了します。指定管理者制度とは性格が異なると思います。指定管理者制度の場合、3年とか5年とかの指定期間を越えて継続していきます。そこで働き、自らを磨き、人を育てながら生活の過程も支えていかれる。その認識のもとに指定管理者制度はあるということです。単純にあそこが頑張っちゃうから、あそこに預けりゃあ市とすりゃあええじゃないかとか、市の指導が悪いからだけではすまない話です。

指定管理者制度を美祢市のためになるように運営していきたい、そして発展させていきたいというのが私の願いですとの答弁がございました。

本案に対する意見ですが、反対意見が、指定期間がなくなれば新しい団体が入ってこれなくなるのではないかと、よって本案に反対する。

賛成意見。指定期間は議会の議決事項であり、別途議論の機会がある。人財の育成には時間がかかる。ガイドラインの見直しと併せて検討するとしているので賛成をする。最初は指定期間の廃止に疑問を持っていたが、きょうの説明の中にガイドラインの中で指定をしていきますとの説明がありました。他市の状況も調査をいたしました。私の調べた範囲では期間はありませんとしたことでしたので賛成をします。

本案に関しましては、それぞれの委員さん一人ずつに賛成、反対の御意見を伺っておりますが、代表的なものをここに御報告をいたします。

結果でございますが、本案は採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決をいたしました。

議案第26号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。執行部より、地方公営企業法が見直されまして、その一つとして資本制度が見直されています。公営企業法第32条の剰余金の規定が廃止をされ、それに伴い施行令第24条の2剰余金の取り崩しの規定も廃止をされました。このことから、従来どおりの会計処理ができるように、剰余金の処分、みなし償却の取り扱いを条例で定めるものです。

以下、病院事業会計、公共下水道事業会計ともに同じ説明がございました。

結果でございますが、本案に対する質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をしております。

次に、議案第28号美祢市産業振興推進審議会条例の一部改正についてであります。執行部より、主な点について3点ありますとのことで、第1に産業振興推進審議会が昨年2月に産業振興条例を市長に答申をした際、意見として産業振興にかかわる具体的な施策について必要に応じて関連する条例、要綱等の見直しや整備を図られたい。

それから2番目として、産業振興にかかわる施策、計画策定に当たっては、農林業、商工業、観光等の整合性が求められ、連携強化が不可欠であること。

さらに、産業振興にかかわる審議会をわかりやすく整理する等の御意見をいただいております。

このため、第6条に専門部会を設置するとともに、必要に応じて専門員を設置をしております。また、附則において、重複する美祢市の農業振興協議会条例、美祢市林業振興協議会条例、美祢市総合観光振興計画審議会を廃止し、平成24年4月1日より施行するものです。また美祢市近代化資金助成条例は所要の改正を行うものですとの説明がございました。

意見でございますが、委員より、6条の3商工業振興施策に工業だけがあるが石灰等の鉱業も含まれるのか、さらに企業誘致だとかもここで議論されるのかとの問いに、執行部より、石灰の鉱業もここに含まれます。企業誘致につきましては条例を残していますが、企業誘致に関する諸施策はこの美祢市産業振興推進審議会条例に基づいて審議していただきますとの答弁がございました。

結果でございますが、本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第29号山口県市町総合事務組合の協同処理する事務及び規約の変更についてでございますが、執行部より、平成24年4月1日より山口県美祢市総合事務組合の協同処理する公平委員会に、下松市を加えるものですとの説明があり、結果でございますが、本案に対する質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決をしております。

次に、議案第30号美祢市土地開発公社の解散について、執行部より美祢市土地開発公社は、平成元年5月に美祢市の全額出費で設立をされました特別法人ですが、平成20年3月から合併に伴い、美東町土地開発公社、秋芳町土地開発公社から事業を引き継ぎ現在に至っておりますが、バブルの崩壊後の地価の下落により、その

存在意義が薄れてきております。土地開発公社が抱える長期保有土地の処分、地方自治体の債務保証の問題から、全国的にも課題となっております、云々と詳細な説明がございました。

後段に、平成23年2月に美祢市土地開発公社経営改善方針を策定し、第3セクター等改革推進債などを活用し、平成24年度末において解散することを公表をいたしております。財政的なメリットは、将来的に見て10億円程度の財政負担の軽減が図られるようなことから、美祢市土地開発公社を解散することについて議会の議決を求めるものですとの説明がございました。

質疑でございますが、この議案について参考資料が配付をされておったわけですが、この中の一部についての文言が修正できるかとの質疑がございました。

これに林副市長が、議案等が可決をされまして、県知事の認可が下り、解散となるときには、検証したものを皆様の前に公表する必要があるのではなかろうかと考えておりますと答弁をされております。

さらに委員から、資料から見て簿価が18億8,600万円、負債額が23億1,000万円、差額が4億2,400万円ですが、恐らくこれが十文字原の評価損になるのでしょうか、これも市民によく理解をいただいた上で清算をする必要があると思います。

解散は24年度中ということですが、24年度予算にも公社の利子補給等の予算が組まれております。年度末をもってということか、また解散後の資産の管理、販売促進方法等についてどのように考えておられるかとの問に対し、林副市長から、土地がありますが、解散後は市の普通財産となります。来福台には現地事務所もありますので、24年度も含めて臨時職員か専門職員があれば、そういう方を配置をしたいと思っておりますが、今後についてはまだはっきりしたことは決めておりませんという答弁がございました。

さらに、執行部から繰越損失が約4億円あります。今後の会計処理は、公社への貸付金に2億4,000万円の債権放棄の議決、公社はこの部分を債務目免除益として計上することになります。

決算については、決算を行った上で清算処理が発生します。事業を行っておりますので、事業の利益とか剰余金とかが発生しますが、市の雑入として処理していくことになると思いますとの答弁がございました。

結果でございますが、本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第31号権利の放棄についてでございますが、執行部より公社は金融機関からの長期借入金が20億7,000万円と、市の土地開発公社から2億4,000万円、合計で23億1,000万円の負債がございます。解散に当たっては、すべての債務を解消する必要があります。土地開発基金から公社に対し貸し付けられている2億3,500万円については、公社から返済を受けられないため、返還請求権を放棄するものです。

結果でございますが、本案に質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、原案どおり可決といたしました。

議案第32号美祢市土地開発基金条例の廃止について、説明ですが、執行部より基金の主目的である事業用地の先行取得の必要性が低下したことから、土地開発公社の解散にあわせ廃止するものです。

委員より、基金の中には貸付金、現金、土地があったらと思うが、どのような状況かという問いに対して、執行部から基金が4億8,698万円となっています。このうち、公社への貸し付けが2億3,500万円、取得価格が6,432万円の土地が数箇所として現物として残りますとの答弁がございました。

結果でございますが、本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決といたしました。

議案第33号でございますが、地方債の起債の許可の申請について、執行部より公社解散のために必要な財源を確保するため、第3セクター等改革推進債の起債許可を山口県知事に申請するに当たり、議会の議決を求めるものですとの説明がございました。

本案に対する質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決といたしております。

いよいよ最後でございます。議案第34号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更について、執行部より平成22年度に作成をいたしました過疎地域自立促進計画に変更が生じたため、議会の議決を求めるものですとの説明があり、さらに詳細な説明を受けておりますが、委員より真空パック導入でどの程度の事業効果が見込めるのかとの問いに、執行部から現在1時間当たり60パック、1日当たり480パ

ックですが、新しい機械は1時間当たり120パック、1日当たり960パック、2台を同時に使いますと、1日当たり1,440パックの製造が可能になりますとの答弁がありました。

本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決といたしております。

以上で、総務企業委員会の委員長報告を終わります。

〔総務企業委員長 安富法明君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

続きまして、特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 徳並伍朗君 登壇〕

予算審査特別委員長（徳並伍朗君） 只今より予算審査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

本委員会は、付託されました議案11件につきまして、3月7日から9日までの3日間にわたり審査をいたしました。

なお、各議案における委員よりの質疑につきましては、詳細にわたり、またほとんどの議員が委員でありましたことから、ここでは省略をいたしますけれども、採決の前に村田市長出席のもと総括審議を行っておりますので、その審議内容につきまして要約して御報告を申し上げます。

それでは、主な質疑について御報告を申し上げます。

委員より、平成24年度の予算は積極的な事業がないと思われれます。ある程度の起債を利用しないと、思い切った施策がとれないと思うが、いかがかとの問いに対して、市長より美祢市土地開発公社が破綻にならないために、24年度に解散し、美祢市が責任を持って運営します。私は、将来的なことを考えて、今やるべきことは行い、中長期的なビジョンを持って各年度の予算を組んでいますとの答弁がありました。

また、委員より、地域住民が力を合わせて何かを行うための補助についてお尋ねしたいとの問いに対して、市長より、未来創造交付金事業を実施しておりますし、

24年度も二つの新しい交付金事業を実施します。地域の方がみずからの思いを持って、みずからの力で変えていくことが、将来にとって必要なことであると思います。毎年、美祢市独自の交付金事業を行っていますが、予算が不足した場合は、補正予算で対応をしたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、税・料などの収納対策は各担当で行っているのが現状と思うが、一向に改善できていない。税・料の収納を一体化して取り組まれるかお尋ねしたいとの問いに対して、市長より市民税・国保税・住宅使用料など、共通に収納対策をする部署を設けることが効率よく収納につながると思います。これが、滞納分を圧縮していく効果があると思いますので、検討させていただきたいと思いますとの答弁がありました。

委員より、地域の情報の一元化はできているが、美祢地域では多チャンネルが視聴できないという現状がある。今後の対応をお尋ねしたい。また、光ケーブルの活用についてもお尋ねしたいとの問いに対して、市長及び執行部より、美東・秋芳地域は山口ケーブルビジョン、美祢地域はMYTで放送を行っているので、完全に同一にすることは困難で、さまざまな方策を調査、検討中で、方向性を出すよう鋭意努力をしています。また、光ケーブルの活用については、具体的な提案もいただきたいと思いますし、先進地の調査、投資と効果についても調べ、取り組めるものがあれば取り組んでいきたいと思いますとの答弁がありました。

また、委員より、旧市町の市史、町史が編さんされているが、合併まで完結していない。最終的な編さんが必要と思うが、いかがかとの問いに対して、市長より、美祢市は合併して4年間の歴史ができ、これからつながっていきます。この4年間の基礎になるものは、旧市町の長い歴史がありますので、大切にしないといけません。精密に作成する必要があり、市史を編さんするときに旧市町の部分を記載すれば、一体的な編さんができると思いますとの答弁がありました。

また、委員より、今後の国保税についてお伺いしたいとの問いに対して、市長より、国民健康保険は存続させていく必要があります。将来的に収支のバランスがとれなくなるときがくれば、市民の方、議会の御理解を得て改定もあるということをお理解いただきたいと思いますとの答弁がありました。

委員より、シルバー人材センターへの公的支援が削減され、運営に支障をきたしておると聞いているが、支援策についてお尋ねしたいとの問いに対して、市長より

シルバー人材センターについては、国は補助金をなくし、完全に自立をしてもらうという考え方です。同センターは、中山間地域においては必ず必要ですので、市や国・県の補助金を補てんをしています。運営については、自助努力もお願いをしていますが、厳しいときには御相談されるということになっておりますとの答弁がありました。

委員より、船窪山斎場の存続についてお尋ねしたいとの問いに対して、市長より火葬炉の改修も行い、地元の御要望もありますので、ゆうすげ苑に統合するという考えは今のところありませんとの答弁がありました。

委員より、出産に対する手当についてお尋ねしたいとの問いに対して、市長より、美祢市は自然減が大きいいため、人口の減少が起きている。子育てしやすい環境、働きやすい環境を整えていくほうが、お子さんをつくって育てていただく上で大きな効果があると思っておりますとの答弁がありました。

また、委員より、中小建設業者に、ジョイントベンチャーとか予算を配分できるかお伺いしたいとの問いに対して、市長より、工事をするには、ある一定の技術力が必要です。その基準をクリアした業者に工事を請けていただくことが公の仕事です。入札をして、その技術力がある業者が落札をして、本体工事は請けられた業者が責任持ってやられますとの答弁がありました。

委員より、指定管理者が参加できるセミナー等のサポート窓口についてお伺いしたいとの問いに対して、市長より、自助努力ができていないと収益的事業ができないか認識していただくためのセミナーは必要と思いますし、継続的に開催したほうがよいと思っておりますとの答弁がありました。

また、委員より、指定管理者制度を活性化するために、指定期間を2年ぐらいとし、市内外から公募をするなどしていただきたいが、いかがかとの問いに対して、市長より、指定期間が短いと安定的に働けません。さらに、やる気も起こりませんし、サービスも向上できるとは思いません。また、基本的に市内の業者に請け負っていただきたいと思っておりますとの答弁がありました。

その他の質疑、意見は省略いたしますが、以上、委員会では慎重審査の後、議案ごとに採決を行い、採決の結果につきましては、議案第8号平成24年度美祢市一般会計予算、議案第9号平成24年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算、議案第10号平成24年度美祢市観光事業特別会計予算、議案第14号平成24年度美

祢市介護保険事業特別会計予算、議案第15号平成24年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算は、賛成多数により原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成24年度美祢市環境衛生事業特別会計予算、議案第12号平成24年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算、議案第13号平成24年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算、議案第16号平成24年度美祢市水道事業会計予算、議案第17号平成24年度美祢市病院等事業会計予算、議案第18号平成24年度美祢市公共下水道事業会計予算は、全員異議なく原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案11件につきましての審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

〔予算審査特別委員長 徳並伍朗君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 予算審査特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、予算審査特別委員長の報告を終わります。

続いて、観光交流推進特別委員長の報告を求めます。観光交流推進特別委員長。

〔観光交流推進特別委員長 下井克己君 登壇〕

観光交流推進特別委員長（下井克己君） それでは、観光交流推進特別委員会の委員長報告を申し上げます。

3月2日午前9時30分より、委員全員出席のもと開催いたしました。

最初に、執行部より美祢市ジオパーク推進協議会、まだ仮称ではありますが、この取り組みについての説明及び報告がありましたので、御報告いたします。

ジオパーク推進協議会につきましては、本年3月下旬を目標に、ジオパーク活動に関係する主だった機関・団体を中心としまして、ジオパーク推進の概要として、ジオパークとは、美祢市がジオパークを目指す理由、ジオパーク認定により期待される効果、世界ジオパーク認定の流れの4点について完結にまとめた説明資料をもち、協議会または部会への参画に関する働きかけを年明け早々より行ってまいりました。

本協議会組織の構成としましては、ジオパーク認定に向けた取り組みに関する事業計画及び収支予算などの意思決定機関であります協議会本体の総会、協議会へ諮るべき重要事項を審議する幹事会、ジオパーク活動をより実践的に展開させていく

部会による構成としているところであります。

事業に参画していただく委員構成につきましては、美祢市総合観光振興計画に示されているものを基調としまして、市内の主要機関や教育・普及、保全活動、地域づくりといったジオパーク活動に関係する主だった団体からの参画をお願いしているところであります。

部会につきましては、来訪される方々の受け入れ、特に現地でのガイド活動を中心としたおもてなし部会、ジオポイント・ジオサイトの環境整備・保全活動を中心とした教育・普及部会、ジオツアーや地元商品を使った特産品の企画開発や、市内におけるジオパーク活動を市内外へ広く情報発信を行っていく企画・宣伝部会の3部会で構成することとしております。

部会員につきましては、現時点で想定される関係機関、団体へ参画の働きかけを行っているところであり、約30の関係機関、団体からジオパーク活動への参画につきまして快く承認をいただいている状況にあります。

また、個人的にジオパーク活動に興味を示されている方も見受けられましたことから、協議会設立後も広く市民の方々の参画を募集していくことにより、より一層すそ野の広いジオパーク活動の展開につなげていければと考えております。

この協議会の組織構成につきましては、日本ジオパークネットワーク正会員の登録に向けた第一次的なジオパーク活動の盛り上がりにより主観を置いた組織構成であると考えており、直近の目標であります日本ジオパーク認定を受けることにより、ジオパークのネーミング等を活用しての情報発信やPR活動、企画ツアーや特産品といった商品開発が可能となってまいります。

日本ジオパーク認定後におきましては、大手旅行業からの参画など、ジオパークを活用した新たな誘客に向けた取り組みへつながっていくこととなりますので、協議会組織自体も必要に応じて、その都度臨機応変に再編していくことが必要となってくると考えていますとの説明・報告がありました。

この説明・報告に対しまして質疑がありましたので、御報告いたします。

委員より、この協議会をどれくらいの時期をめどに立ち上げを考えておられるのかとの質問に対し、執行部より、協議会委員につきましては、年明け早々から参画の依頼を行っておりまして、昨日ほとんどの団体機関から口頭ではありますが、了承を得ています。実際に参画していただく委員さんの推選、そして承諾のお願いを

行っておりますので、それをもって3月下旬をめどにということで申し上げました。現時点で想定していますのが3月23日で、設立総会の段取りを進めているところだそうですとの答弁がありました。

次に、委員より、日本ジオパーク認定に向けて、市民も一体となって進んでいかなければならないと思いますが、30代、40代の方々の参加が難しいと思われます。また、女性のパワーも引き出していかなければならないと思います。市民の下地から盛り上げていくためにどのように考えておられるのかとの質問に対し、執行部より、美祢市内におきまして若者の活動が少しずつではありますが、ささやかれてきております。また、女性団体等の活動につきましても、それぞれ地域におきまして少しずつ進んできております。こういった活動を広く市民の方々に紹介することによって、若い方たちがどういったことに参加できるのか紹介しながら、ジオパーク活動へつなげていきたいと考えています。

また、未来創造交付金を活用され、地域の活力の活性化に取り組んでおられる方々もおられますので、そういったところにもジオパーク活動を浸透させていきたいと考えております。今後協議会が立ち上がり、各部会が活動を進める中で若者の参画、女性の参画が課題となってこようと思いますので、協議会の中でも検討してまいりたいと考えておりますとの答弁がありました。

次に、委員より小・中学生、高校生たちにも啓発活動を進めていかなければならないと思いますが、そのあたりの対策についてはとの質問に対し、執行部より現在でも秋吉台周りの小学校、小学生が主体となった小学生ガイドという活動があります。また、来年度は教育委員会のほうで、各小・中学校を対象に出前講座等も検討されているところです。教育の場に持ち込むことによって、美祢市のすばらしさを伝えていければと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、推進協議会の会員及び各部会のオブザーバーに山口県とありますが、担当する課はとの質問に対し、執行部より、当初は観光交流課、中山間地域づくり推進室、自然保護課、社会教育文化財課の4課からの参画をお願いしましたが、ジオパーク推進事業は行政の中においても多岐にわたりますことから、山口県については地域政策の中でということで、宇部県民局を代表として参画していただくこととなりました。なお、専門的な分野になると、専門家の方からのお話を聞かないとわからないということで、アドバイザーという形で県の専門家のほうから参

画していただくことで調整が終わりましたとの答弁がありました。

次に、委員より、組織を立ち上げて、実際に活動するために市民がどうかかわっていくのか、年次計画や整備計画があるのか。また、ジオパーク構想を立てていくとか、基本的なものが煮詰まっているのかとの質問に対し、執行部より推進協議会の設立総会の中で協議会の事業計画を御提案します。24年度の概要としましては、勉強会、講習会、ガイド育成講座、小・中学生を対象とした教育文化活動、出前講座を進めてまいりたいと考えております。ジオサイト・ジオポイントの整備計画につきましては、協議会の中で、特に部会の中で中長期的な計画を検討していきたいと考えております。また、ジオパークの中心となるのは、カルスト台地だと考えていますが、認定を受けた後の誘客の確保、滞在時間の延長につなげていくためには、美祿市内にある自然遺産、地質遺産を点から線につなげてメニューにしていかなければならないと考えていますので、そういったものに対する肉づけ等を1年間かけて詰めてまいりたいと考えていますとの答弁がありました。

そのほかに質問がありましたが、割愛させていただきます。

最後に、観光交流推進特別委員会の報告書について委員の御意見を伺い、皆様方に本日配付しておると思いますが、報告書として了解いただきまして、本委員会を閉会いたしました。

なお、皆様方に配付しております報告書につきましては、ジオポイント・ジオサイトにつきましてはの名称等のリスト、それからガイドブックにつきましても、全28ページの一部のみをコピーさせてつけております。最終報告いたしますものは、事務局にも提出いたしますので、ご覧いただきたいと思っております。

この特別委員会は、秋芳洞・秋吉台を中心としたジオパーク登録は、今後のさらなる美祿市の一体感の醸成並びに交流拠点都市・観光立市として飛躍するために不可欠と考えられ、今後行政と地域住民が一体となって取り組み、着地型観光、交流のあり方について研究・検討する必要があり、観光交流の推進に関する事項を調査・協議することを目的とした特別委員会でした。

委員皆様の真剣な御審議により、調査・研究・協議ができました。これもひとえに委員各位の御協力によるものと深く感謝申し上げます。また、副市長を始め執行機関の皆様方におかれましても、審議の間常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

この特別委員会を通じて、委員各位から述べられた要望、意見につきましては、今後の観光における行政の執行に際しまして十分に反映されますよう要望いたしまして、観光交流推進特別委員会の委員長報告を終わります。

〔観光交流推進特別委員長 下井克己君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 観光交流推進特別委員長報告に対する質疑はありませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） お尋ねします。

今この配られた報告書の中で、これは一部ということですが、歴史めぐりとかを見ましたときに、明治維新の発祥の地である大田・絵堂の戦いのことが、金麗社の件も入ってませんが、これは一部ということですので、ほかにどこかの部分で入ってるのでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 観光交流推進特別委員長。

観光交流推進特別委員長（下井克己君） 私ちょっとどこをコピーしたか忘れたんですけど、金麗社は入っております。

6番（三好睦子君） 入ってます。

観光交流推進特別委員長（下井克己君） はい、入ってます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、観光交流推進特別委員長の報告を終わります。

続いて、活性化対策特別委員長の報告を求めます。活性化対策特別委員長。

〔活性化対策特別委員長 原田 茂君 登壇〕

活性化対策特別委員長（原田 茂君） それでは、只今より活性化対策特別委員会の最終の報告をいたします。

最初に、現状と課題、それからまとめを朗読して説明とさせていただきます。

なお、参考資料は議会事務局のほうに保管してありますので、必要な方は閲覧していただきたいと思います。

それでは、朗読させていただきます。

産業の現状と課題。本市人口は、現在2万8,000人台となり、毎年約400から500人規模で人口が減少しています。これは、消費購買額が1人当た

り100万円として計算すれば、毎年約四、五億円の消費額が失われている計算になります。

また、市内店舗も平成3年には637あった店舗が、現在では約350店舗に減少するなど、小売業は衰退していると言えます。

一方、本市の基幹産業である鉱工業は、工業出荷額が1,100億円規模を有していますが、素材型産業が主であるため、多くの労働者を要しません。労働集約型の製造業は、大手企業等の海外進出により、関連の中小企業の売り上げは大きく減少しています。また、農業に関しては、農業所得の減少、従事者の高齢化など、依然として厳しい状況が続いています。

このような状況のもと、国は農商工連携、6次産業化を提唱し、本市においても特産品の開発、観光との連携が協議されていますが、産業振興にかかわる各分野が連携した取り組みが急務になっています。

2番目としまして、小規模高齢化集落の現状と課題。

本市の小規模高齢化事業、集落内戸数19戸以下かつ高齢化率50%以上の集落は、442集落中46集落（平成22年4月住民基本台帳より）を占め、人口流出や高齢化が進行しています。このため、集落を単位とした活動に問題が生じるなど、身近な生活条件の確保にも支障をきたすことが懸念されています。

小規模高齢化集落の問題は、一次的には耕作放棄地の増加、森林の荒廃といった土地の空洞化から始まり、これに伴う二次的な現象は、鳥獣被害、土砂災害の増加など、周辺や下流域に対する負の連鎖として多くの国民、国土のかかわる問題としてとらえる必要があります。

小規模高齢化集落に見られる生産活動の共通した特徴は、農業にせよ、林業にせよ、移動できない土地という地域資源を使った活動であることです。つまり、集落の存在自体が生活の糧であり、同時に生活の互助を担っているということです。

これらのことから、生活条件の確保のための支援策や農林業振興策など、行政による支援策が以前より増して求められてきています。

3番目として、空き家の現状と課題。

本市に限らず、廃屋（空き家）は全国的にも増加傾向にあり、景観のみならず地域の防犯や安全面などの問題となっており、今後より一層問題が深刻化することが予想されます。公が簡単には手を出せない個人の私有財産の問題ではありますが、

地域住民の不安も増してきている現実もあります。

それでは、まとめとして提言書を朗読していきます。

1 番目として、産業振興の推進。

産業は、市民の暮らしを支える基盤であり、産業の振興は地域の経済活動を活性化させ、地域に活力をもたらすなど、市民生活を向上させる役割を担っており、美祿市総合計画にも重要施策として位置づけられております。

このため、平成23年3月、事業者みずからその発展を切り開いていけるよう、地域ぐるみで産業振興に取り組む必要があることから、産業振興条例を制定し、4月から施行されております。

この条例の趣旨、目的表現に向けて産業振興推進審議会の充実、さらには答申書にもありますように、産業振興に関する条例、規則、要項等の整備や諸施策、諸事業を積極的に推し進められることを提言します。

2 番目、小規模高齢化集落対策。

中山間地域に位置する本市にあって、とりわけ小規模高齢化集落は、その地理的条件、農林業の衰退などを背景として、人口流出や高齢化が振興しています。このため、集落を単位とした活動に問題が生じるなど、身近な生活条件の確保にも支障をきたすことが懸念されます。

このことから、下記対策を講じられることを提言いたします。

一つ、地域リーダーの育成など人材育成策。

2 番目、新規就農支援など、積極的な農業振興策。

3 番目、条件不利地域、小規模高齢化集落などを対象としたインフラ整備。

4、ふるさと応援未来創造交付金事業の継続。

5、集落が希望した場合の集落再編支援。

6、小規模高齢化集落を対象とした行政支援。その中で三つありまして、地域に対する目配り機能の充実、集落活動等への側面的支援、集落間連携を促進するための支援、3番目に空き家対策。中心市街地や観光地における空き家、廃墟ビルなどは、景観上や住民の安全確保の面からも大きな問題でありますし、今後さらに深刻化が予想されます。私有物件であることから、困難なことは十分理解しておりますが、行政が主体的に取り組んでいかなければ何も問題を解決できません。市において他市の例等を参考にしながら、条例等の制定に向けて検討され、早期解決を提

言いたします。

以上、活性化対策特別委員会の最終報告を終了いたします。

〔活性化対策特別委員長 原田 茂君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 活性化対策特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、活性化対策特別委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、特別委員長の報告を終わります。

これをもって、予算審査特別委員会、観光交流推進特別委員会、活性化対策特別委員会の審査を終了いたします。

この際、午後 1 時 2 0 分まで休憩をいたします。

午後 0 時 1 7 分休憩

.....

午後 1 時 2 0 分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

これより議案の討論、採決に入ります。

日程第 2、議案第 1 号平成 2 3 年度美祢市一般会計補正予算（第 1 1 号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 1 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 2 号平成 2 3 年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6 番（三好睦子君） 反対意見を述べます。

収納未済額が多いので、本当に国保税を軽減するべきだと意見を述べて、反対意

見とします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号平成23年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 反対意見を述べます。

美東地域包括支援センターの業務が市の直営でしたが、24年度から民間に委託されるという内容ですので、これに反対の意見を述べます。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号平成23年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 反対意見を述べます。

後期高齢は、年齢によって医療を差別する制度ですので、この議案に反対です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号平成23年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号平成23年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号平成23年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第19号美祢市男女共同参画推進条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第20号美祢市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第21号美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第22号美祢市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第23号美祢市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第24号美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 賛成の立場からなんですが、先ほどの建設観光委員長の委員長報告にありましたように、それぞれの委員会が三つの委員会がこれを審査した

わけでありませんが、その中で建設観光委員会だけが否決と。しかも何ら反対意見もないままの否決ということで、委員会のあり方についてちょっと委員長さんにお聞きをしたんですが、まずこの条例は、一つは万が一指定管理者ができなくなった場合に、追加条例として15条に他の条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部または一部をみずから行うものとする。このことによって、例えばリフレッシュパーク設置及び管理に関する条例の5条、これも、それから家族旅行村の設置及び管理に関する条例の第3条、いずれにしましても指定管理者に行わせるという原則規定なんですね。

にもかかわらず、反対と意思表示された方の御意見をお聞きしたいということで申し上げたら、田邊議員さんもそのとき手を上げられたんですが、ぜひその辺で討論をしたいと思いますんで、反対の方の意見をお伺いしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） その他御意見は、河本議員。

10番（河本芳久君） 常任委員会で否決ということでございますから、私はその否決を支持したいと思います。

今、この24号で今の私の反対の説明は、次の35号ですか、この議案において私の考えを述べたいと思います。当面、この指定管理にかかわる、家族旅行村にかかわる条例が含まれているので、私は反対すると。そして、常任委員会が否決されたという、その重みを私自身重く受けとめて支持したいと思います。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） いや、三つの常任委員会が否決したというならば、これは当然本会議でどうなるか別としまして、三つの委員会が否決したということは、当然今河本議員がおっしゃったように、その重みは非常に高いもんがあると私は思います。

しかしながら、これを否決をするというのは、市がせっかくジオパークを目指してやろうとしてることが、すべて水泡に帰する。なぜかと言うと、いわゆる家族旅行村であろうと、リフレッシュパークであろうと、現状のままでいくことができないんです。というのは、リフレッシュパークは指定管理にするということになっています。ここで否決するということは、それはどうでもいいと、こういう御議論だろうと思うんですね。

それから、家族旅行村、これも指定管理者になってます。確かに35条との関連

があるとおっしゃったんですが、それはそのときにまた議論したいと思うんです。いずれにしても、この15条の市長による管理という条文が理解できないと、こういうことになれば、美祢市の観光事業そのものをぐちゃぐちゃにしたいという意向があるのか、あるいは嫌がらせなのか、理解ができてないのか、私はそのどちらかだと思います。従って、建設観光委員会で反対された方の御意見をぜひ聞きたいと、私はこういうつもりで発言しております。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見は、田邊議員。マイクを入れてください。

14番（田邊諄祐君） 竹岡議員の意見に対して反論を申し上げますけど、私は一般質問でジオパークの件、それから市長の観光資源に投資するお金の件について効果ないんじゃないかという発言をしております。

それに基づいて、家族村もお客さんが少なくなったということは、市長の意思に反して、投資をした割に投資効果がないということが一つと、それから、もう一つは家族村に対しましては、去年か赤字が出たわけですが、その600万円を補てんするということに対して疑問を持っていますので、反対するんです。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 今の家族旅行村に投資を、むだな投資とおっしゃった。私4年間に家族旅行村に投資は何をされたんかなと思いながら今聞いてたんですが、やっぱり市民に誤解がないような発言をしていただきたいと思うんです。

田邊議員にお尋ねします。家族旅行村にむだな投資は何をしたんですか。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。田邊議員。

14番（田邊諄祐君） 当初、カルスト森林組合では2,800万円の委託契約だったところを、3,400万円に増額したわけですね。

それから、さらに具体的に言いますと、それが24年度は3,600万円になってるわけですね。そういうことが、当然指定管理業務に請け負った方は、2,800万円で森林組合もやれるって言ってるわけですから、当然それでやるべきだと思うのに、600万円の追加予算を委員会では否決されたのに、本会議では可決された。そういうことを疑問に思ってるわけです。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 田邊議員、この600万円の追加予算って言われましたけど、

これは昨年の9月の決算特別委員会、観光特別会計の決算特別委員会のときに、この600万円についての議論は、全くこの議員の中から意見出てないんですよ。

もしもそういう御意見があるならば、やはりそこできちんと議員の意見を言うべきじゃなかったかというふうに私は判断しております。

そのほか御意見は、安富議員。

22番（安富法明君） 論点がずれてるんですよ。この議案は、公の施設の指定管理者の問題なんです。家族旅行村が気に入らないのであれば、次の35号でおやりになればいいと思うんですよ。やはりある程度けじめをつけて考えていただかないと、公の施設っていうのは家族旅行村、リフレッシュパークのこの関係だけではありません。

全体として市長が今まで言ってこられた今までの委託事業、公務の中でのそういうふうなものを、民間にできることは民間にやらせて、それをいかに市民の利便性の向上であるとか、利益につなげていくかということを考えて市長はやっておりますと。これからも不備な点があれば、その時点で改善をしていきますっていうのがガイドラインの改善にもひとつつながっている。

もちろん、多くの議論をしてきて、なおその課題が残るっていうことは、これだけ制度の運用に難しさがあるっていうことの証なんです。それはそれとして改善をしていきます。議会にも参画をしていただいて、見直していきましょうっていう説明を重々聞いた上で、なおかつ私は反対をされる理由は、私はないと思います。

災害であるとか、要するにそれなりの突発的な事案に関して、一次的にでも市が管理をしますよと、直営でっていうことですね。そういうことも含めて、この条例の改正について私は不備はないし、問題点はないというふうに思いますし、少し分けて考えられたほうが、私はいいいんではないかっていうふうに思います。賛成の意見です。

議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってください。もう一度申しますけども、この議案第24号につきましては、美祢市の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部改正についてということが、この第24号の議案でありますから、これについてのあくまでも今の御意見ということで、御理解をしていただきたいというふうに。

また、35号につきましては、また後ほど35号でやりたいと思いますけども、

それに対する御意見ですから、よろしいですか。河本議員。

10番（河本芳久君） 只今安富議員が言われるとおり、この条例改正は多くの重要改正を含んでおりますから、賛成すべきと。

しかし、第10条には、家族旅行村にかかわる条例改正もこの中に、議案の中に含まれておるから、だからこの件については問題があるから、多分観光常任委員会では否決されたんじゃないかならうかと私は思うんです。

だから、私としてはこの10条がある以上は、そこは賛成できかねると、こういう反対討論です。賛成はできないという、いわゆる否決を支持すると。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 先ほど安富議員が言われたように、どうも議論が坊主憎けりや袈裟まで憎いというような議論になってるんですね。いやいや、そうじゃないですか。これはもう本当に公の施設の管理をどうするんかという根本的な条例なんですね。それがどこそこが入っているから、気に入らんからって、どうも議論が、仮に皆さんこれ否決した場合、どういうことが起きるか、それを期待しておられるなら別ですよ。まず観光事業ぐちゃぐちゃですよ。ジオパークゼロ、これはもう新聞に出されますから、大変なことですよ。観光客も市民もみんな迷惑する。

にもかかわらず、見識のある議員さん方が坊主憎けりや袈裟まで憎いという議論をやるんですか、ここで。しかも、建設観光委員会で反対された方は、何も一言もしゃべらないじゃないですか。ちゃんと言ってくださいよ、議論を。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員、田邊議員も建設観光委員会のメンバーですから。

そのほか御意見はございませんか。安富議員。

22番（安富法明君） もう簡単に言います。今、竹岡議員も言われたんですが、この家族旅行村が入ってるっていうのは入ってる。この議案は、すべての指定管理者制度の名称はみんな入ってるんです、この後ろに。だから、家族旅行村だけじゃありません。これ家族旅行村だけのけりや、もし賛成であるなら、家族旅行村は指定管理できません。そういうことになるかと思うんですがね、そのことは申し上げておきます。

ですから、やはりよく理解はしておられるとは思いますが、理解されておらんということはないと思いますが、今、言われるようにすべて関連づけて、あれがだめだからこれもだめっていうふうな次元の話では私はないと思う。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） この条例に関しましては、今も話があったように、特にいずれ誰かもお世話にならんやいけんという美祢市火葬場の設置及び管理に関する条例っちゅうことで、しっかりとこういったことがきちっと進んでいかないと、死んでも死に切れんっていう状況にもなりますので、（笑声）どうかしっかりとこれは賛成をしていかなくちゃならない、根本的な問題となっておりますので、私は賛成討論いたします。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、総務企業委員会及び教育民生委員会は可決、建設観光委員会は否決でありますので、会議規則第69条第1項の規定により、この議案を可決することについてお諮りをいたします。

原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第25号美祢市奨学基金条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第26号地域の自主性及び自立性を高めるための推進を諮るた

めの関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第27号美祢市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 反対意見を述べます。

この議案は、介護保険料の値上げの議案なんです。この介護保険料値上げに反対です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第28号美祢市産業振興推進審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決で

あります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第8号平成24年度美祢市一般会計予算を議題といたします。

本案に御意見はございませんか。山本議員。

15番（山本昌二君） 賛成意見を述べさせていただきます。

来年4月で5周年記念を迎えるということでございますが、その前年度予算として素晴らしい予算だと私は思います。南口議員の質問で、市長さんは70点と申されましたが、私はその上と思います。

新年度一般会計について賛成意見を述べさせていただきますが、市長さんはよく子供たちは美祢市の宝であるとよく言われます。地域の安心・安全に関連した予算、各費目において環境保全に関する経費を予算化されていることは、素晴らしいものと私は思います。

これは、美祢市の市道に最近区画線整備された写真です。これ私あっちこっち行っておりますが、こういう区画線を見たのは初めてであります。素晴らしい思い切った区画線がされたというふうに私は思います。この区画線によりまして、スピードを上げて走ってきた車が急にスピードを落としておる。さらに、周辺の民家または登下校時の子供たちも非常に安心しております。なぜかと言いますと、これによって危険度が低下しております。その効果は素晴らしいものがあると私は思います。

美祢市は面積は広く、御承知のように小学校は22校、中学校8校あります。すべての児童・生徒はその地域で生活して、成長しております。安心・安全面の予算化、一例を挙げますと、それは予算書の132ページと133ページの交通安全対策費の交通安全対策特別交付金を財源とした工事請負費の交通安全施設整備事業費の工事費が620万予算化されています。

予算の概要では29ページになります。金額的にはわずかという方もおられますが、私は素晴らしいこれは予算と思います。なぜなら、第1次美祢市総合実施計画の46ページに、交通安全防犯対策の推進の項というのがございます。そして、交通安全対策の推進で交通安全施設整備事業のカーブミラー等の交通安全施設の整備で、反射鏡、ガードレール、区画線の整備が計上されております。この29ページ

です。これが平成26年度までの計画をされておりますが、その後も継続されるものと私は思っております。

この予算は、予算的に見れば少額と、わずかな額と、予算全体からすれば思われるわけですし、そういう方もおられるかもしれませんが、やはり地域安全・安心、環境面から見ても、これはすばらしい予算と私は思います。

これは一例ですが、こうしたきめ細やかな面にも対応された予算は、賛成するものであります。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 反対意見を述べます。

水道水の軟水化事業など、そしてほかにも市民の皆さんの声が反映された予算が多くあります。これらにはもちろん賛成です。

しかし、全体を見たときに、住民の、市民の安心・安全の確保と言いながら、美祿市で暮らしている市民の方々が本当に安全・安心かと言えば、まだまだ不十分なところがあるように思います。

そういった面で、この一般会計予算には反対の意見とします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。田邊議員。

14番（田邊諄祐君） 予算委員会で反対して、その理由も予算委員会の方にちゃんと述べてますので、私は反対します。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） 賛成討論の立場から、ちょっと御要望等をお願いしたいと思っております。

一応今回総体的にきちっと予算を見ますと、大きな問題では土地開発公社平成24年度中に伴う解散ということで第3セクター債、こういったところでこれは将来的な美祿市の財政をよくするための起債だと思っております。

そういったこと等をやることによって、大きく大きな形での何と申しますか、事業というのはそのことがあって、なかなか推進ができない状況というのは、私はしっかりと理解しているつもりであります。

そういった中であって、今回また新規の事業として太陽光発電システムですね、

こういったことを設置補助事業として初めてついたということで、私は屁の突っ張りにもならないということはありません。屁の突っ張りといって、きちっとつけたということはよかったと思っております。

いずれにしても、今後この補助事業でしっかりと太陽光発電事業が推進していくよう、どうか今後の平成24年度中におけるこの補助の率を補正をつけていただいて、さらに推進していただきたいことと、それと、美祿のあきない活性化応援事業ということで、210万ついたということで、これについてはつけているエリアもありますけれども、特に商店街、一番疲弊しているこの豊田前の商店街、そして美祿の伊佐のこういった商店街についても、本当にまだかつがつ残り火があります。

どうかその残り火に灯がともるように、一つの空き店舗を利用して100万の補助事業等あって、家賃も月2万円、年24万円、これがきちっとついていけば、私はその残り火から大きな火になる可能性もあるとは見ておりますので、どうか今ついている210万ですけれども、今後伊佐の商店街、また豊田前、また適切なそういったところに今後補助金をつけていただいて、いっていただくことをお願いしていくことで、この賛成討論をいたします。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見は、南口議員。

21番（南口彰夫君） まず、議長にお願いをしておきたいのは、ここで私が反対意見を述べるんですが、反対意見に対して市長が組んだ予算なんですが、市長に意見を述べる機会がないまま一方的にやるというのは、不公平に感じますので、必要と判断をされたら、市長に反問権を与えていただきたいと思います。

まず、この一般会計の平成24年度の予算書、先ほど日本共産党の三好議員が言いましたように、この中身を見れば市民の要望である予算要求がある程度盛り込まれているということについては、評価したいということで、三好議員が言われたとおりだろうと思います。

しかしながら、この予算組まれるのに、今年度は美祿市の市民からいただく税金が1%減になると。しかしながら、支出は10%ふえるとした問題点を抱えているじゃないかということで、さっきもお尋ねをしたら、美祿市土地開発公社等の解散に伴う費用ということが言われました。そのことについては、既に土地開発公社の

設立並びに果たした役割、一つは平成20年度に三好議員と私、日本共産党の議員としてこの議場に送り込まれてきました。平成20年6月に私たちが、共産党が調査した結果を、山口県の県庁記者クラブで記者会見を行いました。そのときに取り上げたのが、美東の十文字原団地の用地買収と、この用地買収一つとっても大きな問題があると。

当時、土地ころがしが行われたのではないかという事実も推測されるということで、しかもその後実際につくられた高規格道路、これが今のいかに旧美東町の沿線でいろんな商いをされている方々が大きな被害を受けているということが、そもそも旧美東町の土地開発公社の設立とあわせ用地買収、その上の高規格道路ということで、果たした役割の点で読み上げると、バブル経済崩壊以降、地価の下落が続き、公共用地の先行取得の必要性が減少するなど、公社の存在意義が失われつつある中で、美祢市土地開発公社が設立されたという問題点を含んでいるということで、後始末の総括をきちんとすべきではないかと。

改めることにはばかることなかれと申しますように、過去の、今の村田市長の責任じゃないんですね。過去の歴代の行政が行った責任を正しく評価をして、新年度の予算をきちんと組み立てていくことが大事なんだと。そういう政治姿勢が問われるのではないかとということで、それをお答えとして望んだのですが、明快な答弁がなかったために、反対をするということに至りました。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見は、安富議員。

22番（安富法明君） 反対の意見が出てからやれということでしたが、かなり無理がある反対討論だなというふうに感じております。

私、賛成の立場で意見を申し上げますが、これ前回は申し上げましたが、今回土地開発公社の予算約20億をのければ、あと20年、21年、22年とずっと大きな災害が出ました。こういうもの、さらに今、大嶺中の校舎の建てかえもやってます。これはまだ継続費で出てますから、24年度でゴトンと落ちてきませんけれども、特にその災害関係、それから土地開発公社の予算をのけますと、これはもうほとんど横ばい状態であります。

この中で市長は、新年度予算に何点つけるかと南口議員に言われて、謙虚に70点って言われました。もう少しお付けになっても私はいいんだろうというふう

に思っております。ただ、100点に近い点は、どなたが市長になられても、あるいはどこの首長さんでも、それはなかなか応じになりにくいでしょう。

例えば、三好議員が安全・安心にまだ充分でないと。これはどこまでいっても、多少の問題っていいですか、要望、応えきれないというふうなのもあるでしょうし、例えば三好議員いわく、私が主張してきたことにも道をつけてもらってるって評価しながらも、賛成はできない。こういう意見ですから、これはやむを得ないのかなっていうふうには思うんですが、私は今までの今たまたま改選期であります。この前も言いましたが、対抗馬もお出になるようですから、私はいい機会だろうというふうに思っております。

どうかその主義主張、政策的なものを討論していただきたいと思いますが、完全な賛成の意見であります。今まで最大の課題は、皆さんの御要望にお応えをしていく市の、要するに財政の状況です。これが合併以来非常に厳しいものが予測されるから、この4年間は財政再建、財政の健全化を目指して、市長1期目は頑張るといことで、その公約は恐らく果たされ、起債の問題大きく減りました。基金はふえました。ただ財政状況が好転するだけではいけませんよって、私は申し上げてきました。必要なときは必要な投資をしなきゃならん。

振り返って見ますと、厳しい財政状況の中でも、特に将来的なその収益が見込める、あるいは財政再建の最中である秋芳洞関係のLED化でありますとか、黒谷隧道の改修、そういったことを中心に、いろんな投資的な事業にも鋭意取り組んでこられてます。その結果として、新年度に市長が組まれているジオパーク構想があるわけです。これまた大きく観光会計も含めて貢献をしていくべく、その布石になってると思うんです。

だから、そういうふうな一つ一つの厳しい財政の中にも、財政再建を図りつつ投資的な、その重点的な投資をしてこられておると思うんです。私のお伺いをしてる限りの話では、どうも村田市長の政治姿勢は、旧美祢市を中心として、例えば美東、秋芳に冷たいんじゃないかと、こういうことが言われております。

私は恐らく美祢市民の方から見られたら、恐らく反対じゃないかなと思うんです。反対のような印象を持っておられる。どうも村田市長は、秋芳洞か秋芳か美東かあの辺のことばかり見てるんじゃないかと。恐らくそういうふうな意見があるんじゃないかと思うんですよね。

先行投資っていいですか、基本的に将来を見ながらどこに投資を効率的にしてい  
くか、効果的にしていっていかってということは、非常に難しい。しかしながら、2期目  
に向かって選挙を乗り越えて、村田市長が示されようとした姿勢は、恐らくこの予  
算書のこれですね、ちょっとにぎやか過ぎて見づらいところもあるんですが、示さ  
れております。

人材の育成でありますとか、今、山本議員からもお話がありました安心・安全の  
対策でありますとか、さらには行財政のさらなる強化、産業の振興、この辺には課  
題もかなりまだ多くのものが残ると思いますが、今言いましたジオパークでありま  
す。そういったことに向かって、その財源が限られておりますから、思い切ったも  
のは確かに土地開発公社の清算しかありませんけれども、これも将来に向かっては  
市の財政に貢献をするということでございます。

申し上げればいくらでもあるんですが、私はおおむねもっと市長がつけられた  
70点よりは高い評価を差し上げていいと。何点というのはちょっとこらえてほし  
いと思うんですが、そういうふうに思っております。

そういうことを申し上げまして、余り長くなってもいけませんから、賛成の意見  
といたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であ  
ります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決され  
ました。

日程第20、議案第9号平成24年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算を議  
題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 反対意見を述べます。

国保会計なんですが、国庫支出金の増額を求めながら、国保税を安くするべきだ  
と意見を述べます。

議長（秋山哲朗君） 大中議員。

20番（大中 宏君） 三好議員はいつも国保とか介護保険とか、後期高齢者すべて反対されます。このMYTをご覧の皆さんには、よく考えていただきたいと思います。いかにも美祢市がそういう福祉の面について、非常に悪い予算をつけておるんじゃないか、あるいは、業務を行っているんじゃないかというふうな印象を与えます。

昔は、今のようないわゆる福祉は充実していませんでした。よく言われるのに、以前は騎馬戦型であったけど、今度は肩車式になると。同じ肩車式でも、いわゆる相撲取りが私をおんぶするんならいいんですけど、逆に私が相撲取り、例えば相撲取り、把瑠都とかそういう力士を同じ肩車でも背負って立つようになると、下はつぶれてしまいます。そうすると、こういう国保とか介護とか、いろんなそういう福祉が全くだめになってしまう、全部つぶれてしまいます。

そうすると、私たちは今はわずかな掛金で、大変大きな福祉というものをいただいております。それがつぶれると、今度は全額個人負担にならにゃいけんと。医療を受けても、何万、何十万、何千万という大きな治療費を払わんにゃあいけんようになる。そうなるど誰もやっていけんようになります。このまま三好議員の言われるように反対、反対でいけば、近い将来、孫の代、曾孫の代になって大変な負担を強いるようになります。そうした場合にこれは崩壊します。

そういうことのないように、せめて今が一番私は過去にも、未来にもない一番福祉が充実している時期じゃないかと思ひます。そういうときに、こういう予算をつけられておると、私は立派だと思ひます。これが長続きするように願って、賛成意見とします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 今、大中議員の意見に賛成なんですど、ちょっと三好議員にお尋ねしたいと思ひんですが、美東町の旧美東町時代、国保、健康保険税のいわゆる所得割とか資産割だとか均等割御存知ですか。（発言する者あり）

じゃあ、言ひましよう。美東地域は所得割が7.4%なんですどね。現行は今6.2に下げてるんですどね。それから、資産割が35は15.9に下げてるんです。均等割りは2万4,000円だった美東地域を、今2万にしてるんです。これを御存知の上で反対、反対言っておられるのか、ちょっとその辺が理解苦しむんですが、

再度三好さんの御意見をいただきたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 私たち共産党は、市民アンケートをしています。その中で本当に意見の多いんですね、国保税が高くてやれないと。そして、介護保険も高いと。そういった面で私たち議員は、そういった市民の方々の意見や要望をきちっと議会に届け、行政に届ける役目があります。それで、そういう役目の立場からも、私たちは本当に国保が高いのも、国が社会保障を切り捨ててるところにあるんですね。

先ほども述べましたけど、国の支出金を削ってきてるんですね。それで、収入は少ないけど、国保が2割、国保が本当に収入の中で占める割合から高くて、国保税を払ったらもう医者にも行けないという方も多いんです。そういった意見もたくさんありました。

私たちは、そういった国保が高いから何とかしてほしいと。介護保険料払ったら、もう病院に行くお金がないとか、そういった意見もたくさん聞いてますので、やはりこれはここでしっかりと皆さん、そういった住民の方の生活を守る立場でも言わなければならないし、社会保障を充実させるためにも発言をしたいと思ひまして、いつも発言しております。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 共産党の議員さん大変ですね。同情します。しかしながら、逆にはそうしたその合併時代に高かった税率を下げたよという、この理解を求めるのも我々議員の役割だと思ってるんですね。

その中で大中議員が言われたように、国保の未済額、これも22年度でもう2億2,000万ありますよという話は、予算委員会でやったと思います。基金はもう1億切ったんですね。三好議員が下げろ、下げろって言われたころは6億あったんです。ところが、それ1億しかない。

それから、未済額はもう2億2,000万、やがて市民税を越すぐらいな状態になります。1年分の税に対して半分近くが今未済額が残ってるわけですね。ですから、これは総務企業委員長報告かどこかに、予算委員長のほうですか、あったと思いますが、税と料を一括して回収できるような仕組みをつくっていただきたいという要望を加えて、やはり国保会計の健全化を図るためには、私はこの予算については賛成したいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 只今の竹岡議員の発言は、非常にささいなことなんで、一々私はそれに反論するつもりはありません。

なぜなら、先ほど申したように、議論、討論する際にそれぞれのベースというものがあまして、今回は三好議員が反対意見として述べているのは、国民健康保険税が市民の方々が、加入者のたくさんの方々が課税額が重たいと。えらいと。支払うのが困難だと。その声を市民の代表である議員として市長、市政に届けたいと。それが充分届いてないということで、反対の意見を述べているんです。

確かに、国民健康保険のその課税をする際に、所得割や資産割、応能割と、それぞれの税の課せ方のシステムを議論しているんじゃないんですね。そのシステムを議論するんならば、私が先ほど申したように、当初予算の中に市民の税金は1%減になるのに、支出が10%ふえているじゃないかと。これのお金の使い道が本当に正しいのかどうなのか。税金を納める側は大変なんですね、市民生活で。その声を一番もっと大事にすべきじゃないかと。

それから、お金をどんどん出していく、市民の税金の何倍という額のお金を出す際に、その支出が10%24年度はふえていると。それもしか先ほど申したように、旧美東町の過去の負債も含めて、美祢市は来福台等、過去の行政の行ってきたことの清算することに、たくさんのお金が使われると。その際に、それはそれで必要だということであるならば、行ってきたことをきちんと総括すべきではないかと。こういった政治姿勢の問題として、また予算の組み方の問題として、その中に国民健康保険税は市民の方々が非常に重たいと言っている。

ですから、私が市長になった暁にはと、本来は言いたいところですが、例えば全世帯に国保税を5,000円引き下げるということをしようとするならば、行政として具体的に税の仕組み、それから予算の立て方、これを見直せばできるんじゃないかと私は思っています。

残念ながら私は市長ではありませんので、それで今回は非常にできないということで、少なくとも高い、重たいという声を届けたいという三好議員の発言は、非常に内容が濃くて立派だと。これが日本共産党のあり方だと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） 今、国保税の件についてですけれども、東京都の狛江市、革新系の市長がたしか一時なっておったと思います。それで、積立金が五、六十億ありましたけれども、労働組合等が強いということで、そういったところの市の職員の人件費が全国2番目に上がって、非常に積立金が本当になくなってしまったということで、また市長がかわったんですけれども、いずれにしてもそういったところをしっかりと本当に弱い人をきちっと、大変な人を押し守っていくということになると、そういったところもしっかりと国保税で安くなるように当てていくことが、本当の意味では弱者対策につながるのではないかと考えております。言う言葉と行動がしっかりと伴っていかなければならない、私はこのように考えております。

いずれにしても、今、こういった国保の全体像をながめて見ますと、非常に高齢化で、そして医療費にかかるお金がたくさん美祢市はかかっているにもかかわらず、私は先日申し上げましたように、国民健康保険税というのが非常に山口県では一番低い状況まで抑えているということを見まして、私努力はされている、そういったことを思います。

これ以上にさらに国保税が私は安くなる、これほど私にとっても非常に助かりますよ。だけど、やっぱり私らもいろいろ給付する負担、さまざまな面で応分のものを受けるのであれば、応分のものをやっぱり払っていかなくちゃならないという、こういう一つの義務もありますので、その辺もよう見ながら、私はその辺を見据えていかねばならないと考えております。

これについては、なかなか平行線になっていくと考えておりますけれども、これはやっぱり国における社会保障と税の一体改革、やっぱり年金と医療と介護、この一体改革でいかに国民健康保険税を少しでもやっぱり安く、ますます高齢化が進んでいきますから、安くっちゃうのは本当に難しいところがあるんですけれども、やっぱりその辺も見据えた上で対応していかなければ、ただ美祢市一自治体で対応できる問題ではないと考えておりますけれども、いずれにしても、そういった中であって、もう最低一番山口県で安い国民健康保険税で維持されていることを見まして、私はこの議案に対しては賛成討論という立場であります。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 大中議員。

20番(大中 宏君) 続けて賛成意見でまことに申しわけないんですけど、国も、都道府県も、市町村も、大変大きな借金を抱えている今の時代、私はもうこれ以上のこの予算というのは、なかなか組めないと思います。同じ条件で掛金をちゃんと真面目に払ってる方が多数なんですよね。今の滞納の、いわゆる滞納っていうか、現年度の収納率を見てもわかりますように、同じ条件でちゃんと払ってるお方がたくさん、そのほうがむしろ多いわけですよ。

そうした中で、一部の人が払わないと、払う人も無理やり払ってるかもわかりません。しかし、こういう状況だから、これだけの掛金を払ってくださいよというふうに、良識ある議員なら、そういうふうに説明すべきじゃないかと思うんですね。それをああ、高いですね、まこと高い、高い。安うしちゃげよう。私が出たら安うしちゃげるからというて、そういうふうな甘い言葉を言って(笑声)やれば、だれも安いほうがいいですよ。

でもね、今滞納している人は、私は今度次の選挙に出んから、好きなことが言えますけどね。(笑声)1円になってもその人は高いと言われますよ、絶対に。例え1円でも高い、滞納はされます。これは国保だけじゃない。子供さんが学校に行かれりゃ、給食費だってそうです。給食を食べてですよ、子供さんの給食費を払わない保護者もかなりおられますよね。本当にこれどうしたもんか、これ常識が疑われます。

やっぱり良識ある人は、きちんと社会人の一人として与えられた義務を果たさんにゃいけないわけですよ。義務を果たさないで、権利ばかり主張しておる。これじゃあね、この世の中は通りません。やはり安心・安全な社会をつくっていくためには、やはり相互扶助の精神も大切なんです。それには、やはりそれに相当する代償というのは、払わんにゃいけないわけですよ。

だから、金持ちは金持ちのように、たくさんの税金を払ったり、国保もたくさん払っておられる。これは、皆さんのおかげでもうけさせてもらうたから、皆さんよりか余計負担を出しましょうという形で出される。今の国の制度は、高額所得者に対してはちょっと私としては優遇制度がちいと高過ぎるんで、不満なんですけど、そういうふうなことをされていると。

ですから、今度は本当に皆さんが言われるように、しっかり掛金を下げてただにでもしてもらいたいんなら、日本の国から石油がどんどん出たりなんかして、裕福

な国になれば別ですけど、そういうふうな意見を持っておられる方はね、言い換えれば私としては中東かどっかへ移住してもらわんにゃあ、（笑声）これはそれ以外の方法はないと思います。日本の国に住む以上は、やはり日本の国の経済ということも考えて、やっぱり生活してもらわんにゃいけません。

議員としては、本当にさっきも言いましたように、有権者の方にもきちんと納得のいくように説明をしてあげる、安心・安全を与えていただける、そういう義務があると思います。

以上で終わります。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。三好議員、何かありますか。三好議員。

6番（三好睦子君） 何かこの場で議員同士があれするのも、何か嫌な気がしますけど、いいですかね。先ほどの意見ですが、国はえらいと、国も県もえらいと言われましたが、国民、市民はもっとえらいんです。国は戦闘機とか買っていますじゃないですか。美祢市の場合は、収納率がこの前90%で、その収納率が上がっているというのは、口座引きの方が多いいんですね。口座から引き落としなので、上がっていると思います。

そして、口座で引き落とされない方が、こういった収納未済額になってくると思うんですが、やはりただ1円になっても払わないというのは、あれはないと思います。本当に払いたくても払えないといった、先ほども言いましたけど、払う気持ちはあるけど払えないって、そういった本当に生活が国保税が占めてるから、そういった面で大中議員さんの言われた意見はちょっと違うと思います。

それから、権利ばかり言って義務はと言われましたが、税金を払うっていうのは、国民の権利です。義務ではありません。（発言する者あり）いえいえ、税金は自分たちが自主申告をして、こうやってこうやってこれだけあるから、こうやって払いますよっていう権利なんですね。それを述べます。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 三好議員、ここは討論の場じゃから、幾ら議員同士がやりあってもいいんですよ。十分に議論していったらいいと思います。

ちょっと三好議員が言われたように、話を聞きながら、三好議員は今度は国会に送らんにゃいけんなど思いつたんですが、（笑声）ただ、この議案の中で南口議

員が1%の税が上がって、10%あれが下がっていると、こうおっしゃったですね。この議案何が関係あるか知らんけど、一般会計の税収のことと予算の話が出たんですね、さっき。

誤解がないように、確かに税収が上がるというのは、その税率を上げて税収が上がったというのなら、これは問題があります。しかしながら、今までどおりでやって上がるのなら、少しは美祢市が元気になるようになったのかなと私は思っていました。

それから、出るほうが10%上がっているというのは、先ほどから話がある土地開発公社。これものけますと、下がってるんですよ。だから、ちょっと議論がなんでこのところでそんな一般会計まで出たのかなと思いますが、ちょっと市民の皆さんが誤解が起きないようにと思ひまして、あえて発言しました。(発言する者あり)

それじゃ、あなた何で国保のときにそれ言うん。あんた国保のときも言うたんよ。  
議長(秋山哲朗君) よろしいですか。

24番(竹岡昌治君) うん。

議長(秋山哲朗君) そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長(秋山哲朗君) 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ちょっとエキサイトしておりますので、15分間ほど、40分まで休憩をいたします。

午後2時25分休憩

.....

午後2時40分再開

議長(秋山哲朗君) 休憩前に続き会議を開きます。

竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 休憩前のところで、三好議員が納税は権利であると。ちょっとだれか憲法を見てください。いや、これMYTに流れますからね、私は義務と思ってたんです。今、憲法読みよるけど、間に合わんの。だから義務なのか権利なのか、三好議員は権利とおっしゃったんです。権利って流れたら、払わんのも権利の行使になりますからね。その辺はMYTで流れるわけですから、ちょっとどこかで確認をして、訂正発言をしてもらいたいと思います。

議長（秋山哲朗君） いや、三好議員、御意見はございますか、何か。三好議員。

6番（三好睦子君） 私は、税金の払うときは収入が幾らあって、経費が幾らあったと。そして、いろんなありますよね、控除とか、そういうのを全部出してこれほど税金を払いますっていう、そういったのが税金の申告であり、税金の出し方だと思います。それで、そういう面から見れば、一般的に義務のような気がするけど、それは税金を払うという権利、国民の権利だと思うんですね。だから、税金は義務じゃなくて、払う権利。またこの点について、もし私の知ってるテキストにはそう書いてあるので、（笑声）生活と健康を守る会でも勉強しております。そういった面でも、また改めてよく調べてまたお返事しますけど、きょうが議会が最終日なので。

議長（秋山哲朗君） いや、任期中の最後ですから、この辺はきちっとしていただきたいというような御意見ですから、どうしましょうか。ちょっと休憩をとりましょうか。いいですか。南口議員。

21番（南口彰夫君） ここは討論として、自分の議員としてのスタンスで主張する場なんですね。ですから、議案のその採決する際の意見を述べるところだということなので、法律論争をするならば、日本国憲法で第何条に最近やってないので、以前私六法全書でそこに立っちゃ言うのが趣味やった。ところが、法律論争をするんなら、何て書かれちよるかっていったら、納税は国民の義務であると書いてある。

ただし、三好議員が言いたかったのは、税金は納得して払う。だから確かに義務であるから払って当たり前なんです。ところが、その使われ方も含めてですよ、税金の正しい使われ方も含めて納得して払うから、よりすばらしいものになると。そうしたすばらしいものとしての自分の権利を堂々と行使すべきだと。そのためには、その払うための仕組みをきちんと納税する際に納得することが第一だと。

それから、もう一つは税金の使い道、正しく税金を使ってくださいという主張を

するのも、当然の権利として含まれているという趣旨のことを主張しているんであって、法律論争をやるんなら、これはまた別の問題なんです。だから、あくまでも国民健康保険税という問題で、一つの税ということに対しては、堂々とそういうことを主張する、しかも国保税が適切に使われちよることも含めながら、税の問題では一つの権利として堂々と主張すべきではないかという一つの考え方を、意見を述べているわけです。それを否定するちゅうのは、根本からそれぞれの議員の選ばれ方の違いなんです。それを否定することにつながるんです。

これを法律論争でいくんなら、議会制民主主義と地方自治法と、さらにその上にある日本国憲法を結果的に否定するものになるということを述べて、もうこのことはお互いやめたんがええんじゃないかと思います。

議長（秋山哲朗君） いや、御意見ですから。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） すごいすばらしい自分勝手は憲法なんよね。これ南口議員の自治六法、ちょっと今部屋にあったのを私借りてきました。共産党さんが持つてるこの自治法六法には、そういうことがあるのかなと思ったけど、ありません。やっぱり租税措置法においても、国民の義務なんです。それから、憲法においても、国民の権利及び義務っていうのはちゃんと定めてあるんです。それをあたかも税を払うか払わんかは国民の権利だと。これはちょっとやっぱ私はまずいと思いますよ。

議長（秋山哲朗君） この議論ですか、三好議員どうぞ。（発言する者あり）いや、今、手を上げられたから、三好議員に当てただけの話でですね。どうぞ、三好議員。

6番（三好睦子君） 私は、払わないのが権利だとは言っていない。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 日程第21、議案第10号平成24年度美祢市観光事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第11号平成24年度美祢市環境衛生事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第12号平成24年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第13号平成24年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第14号平成24年度美祢市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 反対意見を言います。

介護保険料の値上げをされた予算に反対です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第15号平成24年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） この議案に反対します。

というのが、ある方が病院に行かれたんですね、保険証を持って。そしたら、これは保険証が違うよと。ええ、何でと言ったら、あなたは75歳でしょ。そんな保険は来てないって。いや、送ってもらってあるはずですよって言われたら、いや、ないってということで問い合わせてみたら、やはり届いてなかったんですね。

これは別に美祢市が悪いわけではありません。広域になって、広がって、見えなくなったと言うか、そういったこともありますでしょうし、事務に不手際もあったと思うんですね。広域になったってということと、75歳になってもう保険証が変わってくるっていう、そこでそういった面で、そういった不手際とは悪いですけど、事務が複雑になったので、そういったことが多いのと思います。

それで、このこうした後期、75歳で医療を別にするっていう後期高齢者医療制度に反対です。言っときますが、別に美祢市がそんな届いてなかったから悪いって

言うわけじゃなくて、広域の制度があるということで、それを重ねて申し上げます。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第16号平成24年度美祢市水道事業会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第17号平成24年度美祢市病院等事業会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第18号平成24年度美祢市公共下水道事業会計予算を議題と

いたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第29号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第30号美祢市土地開発公社の解散についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第31号権利の放棄についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第32号美祢市土地開発基金条例の廃止についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34、議案第33号地方債の起債の許可の申請についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第35、議案第34号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36、議案第35号美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。山中議員。

7番（山中佳子君） この議案第35号に反対します。

美祢市指定管理者制度導入に係るガイドラインによりますと、指定管理者の指定の議決事項は三つあります。指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地、それから、指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者名、そして指定の期間となっています。

参考資料として、指定管理者となる団体の概要、市が提示した募集要項、事業計画の概要、選定審査会の審査概要、協定書案を提出するとなっています。従って、議会はこの三つの項について参考資料を参考にしながら審議、議決するものと思われる。

今回、指定管理者となる団体として、非公募で企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団が選定審査会で選定され、議会の議決を求めています。私は、選定審査会の決定を尊重したいとは思いますが、最初は公募の形で2団体の応募があり進められていたものが、非公募の形での指定になった経緯に納得できない部分、不透明な部分が多過ぎて、到底賛成することはできません。

執行部からの説明によりますと、11月8日にプレゼンと公募者選定審査会が開かれ、2日後の11月10日に企業組合中高年雇用福祉事業団から選定審査会の公文書開示要求申立書が提出されたということでした。

その理由は、審査会での委員長の発言が不適切であったということと、もう一つの応募団体が団体として適当であるかどうかということでした。審査会の結果が公

表されていないにもかかわらず、わずか2日後に申立書が提出されたということは、どういふことだろうかという疑問が残ります。

その後、総合政策部において事実調査をし、弁護士にまで相談された結果、委員長の発言は立場を逸脱したものではない。もう一つの応募団体は団体としての体をなしていないという理由で、暮れも押し迫った12月28日、第3回審査会が開催され、非公募で企業組合中高年雇用福祉事業団に家族旅行村の指定管理を決定されたということでした。

以上の経緯から、今回は公募によらない指定管理となっておりますが、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条において、公募によらない指定管理者の候補者の選定に当たっては、本市が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体を指定管理者の候補として選定することができるかとあります。今回の企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団は、美祢市が出資している法人または公共団体ではなく、公共的団体でもないと思われまふ。どういふ法的根拠で選定されたのか、また市長の裁量権の範囲も明確でなく、これまでの説明を受けても承服できません。

次に、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条は、指定管理者の審査の選定基準として、2項に管理を行う公の施設の効用を最大限に発揮させることができ、かつその管理に係る経費の縮減を図ることができるかと認められる団体であること、3項において、事業計画書の内容に沿った公の施設の管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有している団体であることとあります。

当団体は、過去3年間指定管理者として家族旅行村の施設管理を行ってきましたが、管理能力にも経営能力にも問題があり、条例で謳っている公の施設を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有している団体とは、到底言い難いと思われまふ。

予算審査特別委員会の観光事業特別会計において、家族旅行村の指定管理料3,600万円の市としての算出根拠が示されました。市のほうから、今回このような具体的な数字の入った資料が提出されたということで、私はこの24年度の予算に賛成しました。しかし、質疑の中でも質問しましたが、草刈りに係る費用の節約、ログハウス食堂の収益を上げる経営努力等、企業努力でカバーできる面がまだまだ

あるような気がします。

一昨日、昨日と家族旅行村に行ってみました。ログハウス食堂は臨時休業になっていました。以前食べたそばがおいしかったから、また食べようと来られたお客さんが、あの山の上までやっと来られたお客さんが、このような臨時休業が続く食堂にまた来てくれるとは到底思われません。信用を得るのには莫大な時間がかかりますが、失うのは一瞬です。カルスト森林組合が新メニューを開発したり、そば打ち体験など努力されたことは、もはや水の泡です。

施設は古くなりましたが、四季を通じて家族旅行村を訪れた人は、自然の豊かさにきっと満足して帰られることだと思います。秋芳町時代からの財産の一つでもあるこの施設が、心ある人たちによって管理運営されることを願ってやみません。

以上が私の反対意見です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。安富議員。

22番（安富法明君） 伺いました。もっともなところもあります。私は余り人のことは言えないんですが、ちょっと長かったんで、なかなか理解できんところがありますが、私がそれを言っちゃちょっといけないかもしれません。

ただ、大体最後の辺だろうと思うんですね。今回の二つの議案が賛成、反対が交錯する一つの理由は、要するに新年度からのリフレッシュパークと家族旅行村を併せて指定管理に載せると、出すと、こういうことだろうと思います。これを併せて出すことは、既に経営健全化の中で県の指摘事項にも含まれて、了解の上だろうというふうに思いますし、その流れに沿って出されたことについては、別に問題ないというふうに思います。

問題は、その参加をされた一つの秋吉台みらい協議会、この団体が応募をされて、審査会にかかった。その結果として、団体としての資格を欠く状況にあると、こういうことでした。問題はこの辺から起こるわけだろうというふうに思うんですが、一つに、この団体が団体としての資格を欠く理由に、総会、団体でありますから当然総会でありますとか、役員が決まって、それなりの代表を立てて、一つの事業体としてどなたが責任を負うのか、役員会がどの程度まで責任を負うのかとか、あるいは出資の範囲であるとか、恐らくこれはまだもっとほかのところもあるんですが、消費税等の負担とかがあっていうふうな部分もあります。要するに、どこまで公平に判断ができるかという難しい問題があります。

そのことは置きましても、その事業団のほうの不採用になったと、こういうことですよ。その挙げ句、秋吉台みらい、もう一つの団体が不採用になってしまったと、こういうことです。要するに、当事者がおらんようになったっていうこと。私はこの時点で本来なら、2社が応募をされて、1社が資格を欠いたんであれば、私はもう一社が当然受けられるんだらうというふうに、普通はそういう判断をします。

例えば、2社とも団体としての資格を欠くんであれば、それは話は別ですよ。いや、そうじゃない。1社がだめなら、もう一社がするべきなんです。私はそういうふうに思います。

問題は、今回のその議案の出し方。今の山中議員のその発言からすると、なるほどなっているところもあるんです。最初に、指定管理に関する条例を改正をして、その次にこの家族旅行村の指定管理の問題が出てきます、35号がね。そうすると、前のその条例が可決をされてこれが出てくる。この議案を審議する、35号ですね。これを審議をするということになります。提出をされた時点では、条件不足じゃないかっていうことなんです、わかりやすく言えばね。山中議員は恐らくそういう指摘が多分一番説得力があるかなというふうに私は思うんです。違うんだったらまた言ってください。

そういうことを踏まえた上で、なおかつ申し上げるならば、いやその不備な点があっても、そのもう一つの団体としての資格を欠く秋吉台みらい協議会に出すのが、本当にその団体の方のためになるのか、市のためになるのか、こういうことですよ。このことをよう議論せんにゃいけんと思います。

ですから、恐らく市は弁護士の方も第三者ですよ。それも複数人入れて協議をしたと。この際は、無理をしてその団体に出すことは避けたほうがえかろうと。その結果として、もう猶予期間を1年設けて、その1年後にもう一度土俵に上がってもらいましょうと、あるいは双方になるかわかりません。私にはわかりませんが、そういう措置だらうというふうに思うわけなんです。

これは仲裁案ですから、そう思ってるんです。私は仲裁だらうというふうに思います。ですから、私は理解できる仲裁だらうというふうに思うわけなんです。ですから、その辺のことを何がどうすれば一番関係者が利益になる、市の損害っていうのは市民の損害ですからね、そういうことも含めて、今回非常に大きな勉強をしました、私たちも含めて。市長もいろいろな答弁をされてます。この中で、要するに今まで

の選定の基準になったガイドラインに、応募された団体の資格まできちんと審査を  
しなさいという項目はありませんでした。これは素直に認めておられますよね、執  
行部のほうも。想定をしてないんですよ。

だから、こういうものに対して市が落ち度があったっていうべきか、制度なりの、  
規則なりのその不備な点があったと。これはやっぱり認めざるを得ませんが、そう  
いうものを踏まえて、やっぱり基本的には少しずつ改善をされていく、3回やりま  
したからね、ガイドラインの改訂。今度はいいものをつくってほしいというふうに  
と思いますが、そういうこと等々を考えると、私は妥当な線、妥当な仲裁案、妥当な  
議案の提出だろうというふうに判断をしております。

以上です。賛成討論。

議長（秋山哲朗君） そのほか、河本議員。

10番（河本芳久君） 私は反対の立場で意見を述べます。

先ほど山中議員がいろいろな視点から問題点を指摘されました。要約すると、こ  
の指定管理をめぐる審査会のありように、私は大変問題があったと。このことは市  
自身もガイドラインの件について、今、不備のあったことは言われておりますが、  
やはり市民にとっては、とても不自然なやはり審査過程。一度は内定して、そして  
それを取り消していくという、こういう不自然な疑惑を持つ、不信を持つ、こうい  
う審査のありようにまず第1点は問題があったと。

第2点は、地元の秋吉台みらい協議会という若い人たちが、一生懸命になってボ  
ランティア精神で、地域の振興のために我々がそういう活動で市に貢献したいとい  
う意欲を持っているのに対して、水を差すような審議のありようというのは、指定  
管理を受ける際に、そういう要件を今まで示していないで、最初の指定管理もなさ  
れておる。また、みとう道の駅においても、そういういろいろ問題がございました。  
そういったことがありながら、今回に限って弁護士に相談して云々ということが、  
ちょっと異様に感じられ、いわゆる若い美祢市をよくしていこうという、そういう  
純粋なる気持ちに水を差す、不信を募る、そういう指定のありように第1点問題が  
ある。

第2点は、今、この家族旅行村をめぐる住民訴訟が起こっておるということを聞  
いております。そうすると、ますますその疑惑に対して、市は公募せず、それを容  
認するということは、市の責任もまた今後問われる問題に発展する恐れがある。そ

いう意味からしても、この議案に対しては議員として反対せざるを得ません。

それから、本当にこの指定を受けた団体が収益のある事業です。かつては4,000万以上の収益があった。そして、指定管理料の今年度は3,600万円でございますが、7,000万円以上のその事業を、本当に今、指定を受けた団体が今後とも資産を有効に活用していただけるのかどうか、これにも不安があるわけです。

そういったもろもろの不安を払拭するためには、この際公募によらず、指定することには断固として反対です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。安富議員。

22番（安富法明君） ほかにないんで、これは局長から重々言われちよるんですが、総務委員長として十分な討論をするのは結構ですが、何回も何回も討論すべきものでは、討論は1回と言われてるんですよ。これは皆さんにも申し上げたんですが、しかし、議長我慢してほしいんですが、今の論法ですと、その問題点はそれぞれ指摘されました。じゃあ、どうすりゃいいんかって言ったときに、何を考えておられるんでしょうか。直営でやれっていうんでしょうか。一旦、長年にわたって指定管理者制度で運営をされてきたものを、いきなり直営でやるんでしょうか。

私は、事前の策っていうのもあろうというふうに思うんです。今言われた中高年事業団は、要するに管理状態はよくないよとかって言われましたよね。本人がどう思っておられるか知りませんが、ただ、それは私にはよくわかりません。その想像の範囲でええとか悪いとかっていうのは、私は避けたいというふうに思います。私はどなたがやられても、きちんとできりゃいいというのが私の立場です。

地元で地元の方が一生懸命やろうと、要するに民間でできることは民間で、皆さんが一生懸命やれるんだったら、やってくださいよと思います。それと、市長も言われますように、もしこれ任せて、とても3年間、あるいは5年間指定期間を全うできる、あるいはすぐにでもおかしくなる可能性はあるんです。

いろいろ申しあげました。要するに、1億を超える事業費が動くわけですよ。指定管理料は収入がありますから、そうにはならないにしても、月に1,000万、あるいはそれを超えるかもしれません。そういうふうな大きな運営費が要るんです。一時借り入れをせんにゃいけんかもしれません。当然、運転資金が要るんです。そういうものを銀行が相手をしてくれるような、そういう団体でもし仮にない。まだそういうところまで詰めてないんだったら、やはり私はそういうことは、発注者と

して気がついた時点で避けるべきだろうというふうに思います。

恐らく皆さんは、反対をされる方は、ええ、そこにやらせていうふうに、ええわ、1回やらせてみりゃええわあやと、恐らく思っ言っておられるんだらうと思うんです。もしそうでなかったら、かわりをどねえするんか、現状、かわりどねえしたらええんか、一緒に私は答えてほしい、そういうふうに思います。これはぜひお願いしたいと思う。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。河本議員。

10番（河本芳久君） 今、安富議員は、議会として代案を出せと、あくまでもこれは執行権の問題ですよ。我々はこれを審議する、提案はできますよ、提案は。（発言する者あり）まず提案よりは執行部から提案してくださいと。否決されればですよ。否決かどうかじゃない、今そういう論理じゃないんでしょう。否決された場合にはという。だから、私は代案を出す、議員として出す今は時点ではないと。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 先ほどの公の施設の管理の条例も含めて、山中議員の中にもありましたように、時系列で話をされました。どう考えても、私のその思い違いかもしれませんが、みらい協議会ですかね、地元の方がやられると、これは私も地元の方がやられるというのは大いに賛成なんです。

ですが、安富議員も言われたように、月に1,000万近くのお金を動かさなくちゃいけないこの管理を、ただ仲良しクラブじゃできないと思います。銀行も当然お金は貸さない。それから、だれが責任持つかもわからない。株式で言えば取締役も決まってない。役員さん決まってなかったわけですから、後からですけど。そういう話がるる執行部から説明を受けたにもかかわらず、先ほども申し上げました、坊主が憎いんなら、袈裟まで憎いんかという話をしました。

仮に、これをやらないときに河本議員は、代案は今出すべきじゃないと、こうおっしゃったんですね。仮にこれを反対されるということになりますと、先ほど条例が一つ通りましたから、直営はできるようになったんですね、これでやっ。条例通りましたからね、直営できる。そしたら、直営を仮にやるとしても、準備期間あと十数日でできる可能性があるかどうか。できないと思います。

それから、それをもしやっとしたら、今おられる従業員をどうやるのか。恐らくまた訴訟問題が起きるだらうと思いますね。600万の追加がよかったか悪かっ

たかというのは別の話なんですね。ですから、私としては、やはりその辺の代案を出さないとされるんじゃないかと、むしろこうしたほうがいいよという案があれば、出して下さい。それで納得できれば、私も反対します。

それからもう一つ、河村議員さんが言われたですいな、委員会の中で。一方の協議会に指導してない、指導しろ、指導しろと随分言われたんですね。選挙のためのパフォーマンスならいいですよ。しかし、公務員はすべての者に公平じゃなくちゃいけないという中で、そこだけをやれとおっしゃるんですか。河村議員さんが建設課長のときに、そういう建設業に対して、ある特定の一定の業者に指導されたんですか。ないと思いますよ。公務員はそういうことできないわけですね。それをしろとおっしゃるんです。

だから、結局事業団がそこを管理することが気に入らないという感情問題だろうと思うんですね。我々は感情問題を出して議論するわけじゃないんです。ちゃんと議論すべきだと思います。ぜひ私も代案を出していただいて、納得ができるものなら、その代案に賛成したいと思います。

それからもう一つ、草刈りとかもっと工夫できるとおっしゃいました。320万の予算が確か提示されました。実は、きのう家族旅行村を監査させていただきました。その中で、面積を全部割り出したのを見せていただきました。そうすると、市が提示してる草刈りの場所、1.4ヘク、それから芝生0.8とか、数字が並べてあります、全部仕様書に。これだったら多分できるかもしれないと思ったんです。ところが、実際はそんなもんじゃない。2回仮にやったとしても、約2,000万近くかかるんですね。シルバーが11円でできると答弁がありましたんで、できればその管理費を320万でシルバーに委託されたらいいと思います、現実に。これは一つの代案なんですね。

それで、そうすると、自然管理と言いますか、環境整備はシルバーさんが320万で受けたら、1年間通してやると思います。実際に建設課の単価を聞いてやりましたら、2,000万かかるんです。2,000万かかるのを、今まで皆辛抱されてきたもの、それを320万でまだ工夫すりゃ、もつとなるじゃないかという意見がありました。

従って、それはいいと、執行部が示した320万でシルバーさんをお願いをして、そして次の議論をどうするか、職員をどうするのか、その辺の議論をした上で、や

はり反対するならば反対しなくちゃいけないと私は思いますが。現状のところでは、やむを得ないんじゃないかと。

というのは、仮に公募しろと、今から。でも、ゴールデンウイークまで休村ですよ。このことも知った上で恐らく言っておられると思います。それから、みらい協議会さんも、今から公募するって間に合うかどうか、せめて1年おきましよう。それはみらい協議会さんのために1年置きましようと言ってるわけですから、私はそういう意味では、みらい協議会さんのチャンスもあげなくちゃいけないという立場から、現状では賛成なんです。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。しっかり議論してください。最後ですから、大事なことから、いろいろな御意見を出すことがこの議会ですから。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） みんなだんまりなんですね。私は24号議案のときもお願いをしました。反対された残ってる議員さん、岩本議員さん、河村議員さん、ぜひ御意見聞かせていただきたい。その上で判断をしたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 非常に本会議場で進行に困っておりますけども、御意見はございませんか。なかなかここで最後の結論を出すのは、非常に難しい、討論がない中で非常に難しいわけですけども、ちょっと休憩しましょう。しばらくの間ちょっと時間をとりたいと思いますので、暫時休憩をしたいというふうに思います。

午後3時24分休憩

.....

午後3時50分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

この本案に対するその他御意見はございませんか。山本議員。

15番（山本昌二君） 先ほどって言いますか、ずっと2時間以上にわたる審議っていいですか、反対意見、賛成意見出されましたが、私といたしましては、ここで賛成意見として述べさせていただきます。

と申し上げますのが、いろいろ反対意見もありました。そして、なかなか厳しい何て言いますか、将来予想されるようなことも含まれた発言もありましたが、一応

執行部がそういったこと等につきまして、これまでもう十分審議されておられると思います。そうしたことをさっきからもいろいろ意見も踏まえて、これからの執行について十分条例の制定等後に、円満に運営できるような方向で努めていただけたらと私は思ひまして、賛成意見で発言を終わりたいと思います。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。河本議員。

10番（河本芳久君） 今の山本議員の発言は、ちょっと私理解に苦しむわけです。賛否両論の意見が大いに出たと、このことは執行部として十分踏まえながら、今後の指定管理のありようについては、十分改善されることを要望し、もうこれ以上論議をしても、いろいろまた意見のある方がおられれば別ですが、そうじゃなかったら、やはり採決をし、議会は多数決の原理に基づいて、反対してもそれに従うのが我々議員の立場ですから、一応意見としては今まで縷々申し上げた、これ以上の私の意見はございません。こちら辺でひとつ採決に議長としての判断を仰ぎたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 河本議員の意見に賛成ですけどね、その前に休憩前に私が申し入れました建設観光委員会で反対された岩本議員、河村議員のこのお二方の反対された理由、それからもし提案もあれば、一緒にお聞きしたいというふうに思います。

なぜなら、今回の提案は、むしろみらい協議会の皆さん方の熱意を私もいいなと思ってます。そうした方々のチャンスを与えるためには、どうしても時間が要ると。今回これを反対されるというのは、観光事業をぐちゃぐちゃにするという意図なら別ですよ。そうしたせつかく二つの団体が応募されて、そりゃいろいろな手違いがあったにしても、今日こういう状態を迎えた中で、じゃあどのようにしていくかという、やはりやむを得ず1年ほど延長するか、もしくは直営するかしかもうないんですね。直営すれば、じゃあ実際に開村できるのは、恐らく連休明けだろうと。

それから、今から公募したら、恐らく夏だろうというふうに思います、手順からしてね。そうしたら、むしろ今から公募すれば、みらい協議会の皆さんにはチャンスがなくなってくるんですよ。準備ができない。従って、その辺の反対される方はどういうお気持ちで反対なのか、議員としたら堂々とやっぱり反対を論じはっていただきたいんです。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見、よろしいですか。よろしいですか、河村議員よろしいですか。布施議員。

25番（布施文子君） 私は、この議案に対しましては、やむなしの賛成の意見を述べさせていただきます。

採択の経緯についても、あるいは中高年の1年延長についても大いに不安があります。しかし、きょうこれほどみんなの意向も出し合いましたので、この一年中高年はより力を入れてしっかりと運営をしてくださるだろうという期待を持ちます。

そして、今のこの時期になってこの採択、もう余裕も何もありません。それで、休村にするということは、美祢市の観光の事業に対しては大変なマイナスになると思います。ですから、ここは何とか持ちこたえて、そしてみらい協議会にもチャンスは必ず与えてくださる、そういうことを信じまして、私はこの議案に賛成をさせていただきます。

以上。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案否決であります。会議規則第69条第1項の規定により、この議案を可決とすることについてお諮りをいたします。原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37、議案第36号美祢市都市公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第38、議案第37号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第39、下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査の件を議題といたします。

本件に関し、特別委員長の報告を求めます。下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員長。

〔下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する  
調査特別委員長 南口彰夫君 登壇〕

下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員長（南口彰夫君） それでは、下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会の報告をいたします。

この委員会では、去る平成24年3月13日に、第11回目の委員会を開催をいたしました。この委員会では、最終的な委員会としての取りまとめの議論を行い、下記のように取りまとめたことを報告をしたいと思います。

平成24年3月15日、美祢市議会議長、秋山哲朗様あてに下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会の委員長、南口彰夫として、下記の内容を報告いたします。

この委員会では、委員会調査報告書、本委員会に付託の事件についての調査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

記、調査の趣旨、地方自治法第100条及び委員会条例第6条の規定により、下

領北団地解体（２工区）工事に関する事項を調査。

２、調査特別委員会の設置、設置決議は平成２３年４月臨時会、平成２３年４月２０日の本会議で設置決議案を可決をいたしました。

続いて、この委員会の法的根拠と地方自治法第９８条第１項に基づく検査及び同法第１００条の第１項に基づく調査を行いました。

委員会の定数、議長を除く委員２４人、委員長に私、南口彰夫、副委員長に柴崎修一郎、外委員２２名で構成をいたしました。

３、調査事件、下領北団地解体（２工区）の工事の請負に関する事項として調査をいたしました。

委員会の開催は、先ほど述べた平成２３年４月２０日から、平成２４年３月１３日の１１回を開催をいたしました。

証人、参考人、説明員等の出席等につきましては、証人として出頭を求めたもの、証言を求めた事項はありません。

次に、参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項、参考人数は延べ５人、実人数５人。委員会条例第２８条に基づくものです。

平成２３年１２月１３日開催の委員会にて、下領北団地解体（２工区）請負工事に関する事項、その他委員会の審査過程について求めました。

執行機関として出席を求めた者、説明の概要。説明員数延べ２４人、実人数７人。委員会条例第２０条に基づくものです。平成２３年６月２７日付で資料の提出を求め、最終的に平成２３年１２月２日、さらに１２月９日の委員会にて、提出された資料に基づき説明を受けました。

資料の一部省略をいたしました。記録資料の提出としては、（１）法第１００条第１項で提出を求めた記録、分別解体等の計画書外一式。県に対する届出書、元請業者より発注者に対する説明書並びに添付書類、発注契約書及び解体に関する仕様書、下請負人への告知書、契約書、下請け業者との解体材の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等に関する書類。発注者への管理報告。監督職員の選任通知書。現場代理人・主任技術者届。工程表にかかわる書類。安全管理に関する書類。平成２３年９月１３日開催の同特別委員会会議録１０ページ中、建設経済部長の発言に関する資料などを求めました。

７、調査の内容と結果。調査事項の現状。

問題点として上げられたのが、仕様書、入札条件、契約上の発注者の指示事項等について。

次に、現場代理人の常駐について、主任技術者の資格の問題等について、下請けの契約内容についてが問題点として上げられました。

安全管理に対する認識と法令規則等に対する遵守について、提出された安全管理組織、施工体系図に沿った安全・施工管理が実施されていれば、今回の事態は回避できたと考えられる。

以上のことから、契約行為、工程管理、品質・安全管理等にいずれにおいても疑問点がある。

さらに、調査事項に対する意見として、行政に対しての再発防止対策として、業者クラス選定のあり方の検証、指名競争入札のあり方、リサイクル法、廃棄物処理法等、建設業法以外についても専門的知識を持った職員の養成の必要性。さらには、業者に対して条例、規則等の運用の周知徹底などを求める。

8番目に、調査経費として、本調査に要する経費は、本年度において12万円以内と決定いたしました。実際には2万9,933円を支出をいたしました。

以上です。委員長報告を終わります。

〔下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する  
調査特別委員長 南口彰夫君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員長の報告を終わります。

これをもって、下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査を終了いたします。

日程第40、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第157条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらにお諮りいたします。只今決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更を生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。この間、会派代表者会議並びに議員全員協議会、議会運営委員会を開催いたしますので、議員の皆様は会議室にお集まりいただきますようお願いいたします。それでは、よろしく願いいたします。

午後4時07分休憩

.....

午後4時46分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

只今机上に配付してございますものは、議事日程表（第4号の1）、議員提出議案第1号、以上2件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） なお、本日の会議時間は、会議規則第9条第2項の規定により、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

日程第41、議員提出議案第1号を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。柴崎修一郎議員。

13番（柴崎修一郎君） それでは、議員提出議案第1号美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

これは、本日提出するものであり、賛成者は安富法明議員、山本昌二議員、馬屋原眞一議員であります。

美祢市では、実務研修制度を活用し、職員の能力、資質の向上を図られ、県と市

の連携に努めております。職員の実務研修の配属先は多岐にわたり、山口県東京事務所など、県外に配属されることも想定され、職員を派遣する体制を整備するため、本定例会において美祢市一般職の職員の給与に関する条例が一部改正されました。

そして、美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第4条の期末手当において、議員の期末手当は給与条例の適用を受ける職員の例により支給するとなっておりますため、美祢市一般職の職員の給与に関する条例の文言を引用し、読みかえて適用しています。この改正は、美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第4条ただし書き中、扶養手当の月額の上に、「並びにこれらに対する地域手当の月額」を追加するものです。

これは、引用箇所のみ改正であること、また、その部分を読みかえて適用すること、そのため、期末手当支給内容については、変更がありません。

以上で、提案理由の説明といたします。議員皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより議員提出議案第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議員提出議案第1号を、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号を委員会付託を省略することに決しました。

これより議員提出議案第1号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。本議案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は可決

されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしました。

市長さん、ごあいさつがございましたらお願いをいたします。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） それでは、議長のお許しを得ましたので、一言、ごあいさつを申し上げたいというふうに思います。

今期市議会定例会に提案を申し上げました平成24年度予算を始め、各議案につきまして、本会議並びに各委員会を通して、慎重、また活発に御審議を賜りまして、それぞれ原案のとおり御議決を賜ったことに厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。

議案審議の過程において承りました貴重な御意見、それから御指摘につきまして、十分に尊重をさせていただきまして、今後各施策並びに予算の執行に努めてまいるつもりでございます。

さて、振り返って見ますと、4年前、旧市町から多くの課題を引き継いだ新市の船出でございました。今日に至るまでのこの4年間は、交流拠点都市を目指し、希望ある新生まれの創生のため、その一つ一つの解決に全身全霊で取り組んでまいったところであります。

この間、いまだ道半ばのものもございませうけれども、新市におきます基礎づくり、また将来にわたっての道筋がつけられたというふうに確信をいたしております。これも議員の皆様方、何より市民の方々の御理解、御協力があったればこそというふうに思っております。心より御礼を申し上げたいというふうに思います。

さて、今議会終了後、4月には市長である私並びに議員の皆様方におかれましても、公職としての任期が終了いたします。議員各位におかれましては、この4年間議長を先頭に、議会改革に真摯に取り組まれるなど、開かれた議会の実現に大きく前進をされました。また、その他の実績につきましても、衷心より敬意を申し上げたいというふうに心より思っております。

今回、御勇退をされませう議員におかれましては、市議会の議席を離れられましても、在任中と変わることなく、市政進展にお力添えを賜りますことを心よりお願いを申し上げたいというふうに思います。

また、御承知のとおり、私は先の9月本会議において、さらなる美祢市の躍進に

向けまして、次期市長選での立候補を表明しております。引き続き次期市議会議員選挙に御出馬の御予定の皆様方におかれましては、私ともども、市民の方の御意見、またお気持ちを十分に酌み取りまして、再びこの議会で建設的で、そして美祢市の将来に向けて前向きな活発な議論ができることを心より期待をいたしております。

終わりにになりましたが、議長を始め議員の皆様方のますますの御健勝、御多幸を御祈念を申し上げますとともに、市民の方々の御健勝、そして日本そのものが、東北を含めまして元気になりますことを祈念を申し上げて、この1期4年間の最後となります本3月本会議の最終日に当たっての私のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

〔議長 秋山哲朗君 登壇〕

議長（秋山哲朗君） 3月議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成20年3月21日に、旧美祢市、美東町、秋芳町の一市二町の合併が整い、新生美祢市が誕生し、4月27日には合併後初の市議会議員選挙が執行され、26人の議員が選出をされました。

任期中の4年間を省みますと、いろいろなことが脳裏をよぎります。佐々木前建設観光委員長が、任期半ばにして御逝去されましたことは、まことに悲しい出来事でありました。改めてここに御冥福をお祈り申し上げます。

美祢市議会におきまして、合併後間もなく議会改革に取り組み、議員定数や報酬について協議を重ねるとともに、第1次美祢市総合計画が策定、実施されることに伴い、市議会といたしましても、六つの特別委員会を設置し、旧市町の均衡ある発展を目指し、市民と行政が共同して魅力あるまちづくりを進めるため、活発な議論を行いました。

そうした中、地方議会の抱える課題として、二元代表制の一翼を担う存在である議会には、団体意思の決定機関としての機能や執行機関を監視、評価する機能をより発揮していくことが求められることから、平成23年3月定例会におきまして、美祢市議会基本条例を全会一致で可決制定をいたしました。

本条例を、美祢議会の最高規範として定め、議員相互の自由討議を推進するとともに、議会の透明化を推進し、開かれた市議会を目指していきたいと考えております。

この4月には、私たち議員の任期が満了し、22日には市議会議員選挙が執行されます。立候補を予定しておられます議員の皆様には、全員が御当選になり、再びこの議場でお会いできますよう、御奮闘をお祈り申し上げる次第であります。

また、今期をもって御勇退の予定であります各議員さんにおかれましては、今後ますます御健康に留意されまして、美祢市発展のためお力添えを賜りますよう、切にお願いを申し上げます。

私は、新美祢市議会の議長を4年間務めさせていただいたわけですが、身に余る光栄でございました。

議会運営におきましては、力及ばず皆様方に大変御迷惑をおかけしましたことでもございましたが、議員の皆様並びに村田市長さんを始めとする執行部の皆様方から、温かい御理解と力強い御協力を賜りまして、大過なく職務を全うできましたことは、この上ない喜びであり、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

結びに、今後ますますの市政発展と御参会の皆様御健勝を祈念申し上げまして、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

〔議長 秋山哲朗君 議長席に着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて平成24年第1回美祢市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

なお、議員の皆様は、5時10分から第1、第2会議室で議員全員協議会を開催いたしますので、御出席をお願いいたします。アンケートの件でございます。

午後5時00分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年3月15日

美祢市議会議長 秋山哲嗣

会議録署名議員 荒山光広

” 柴崎修一郎